

風水害の情報を確認しよう

☎ 防災危機管理課 ☎ 0562-36-2638

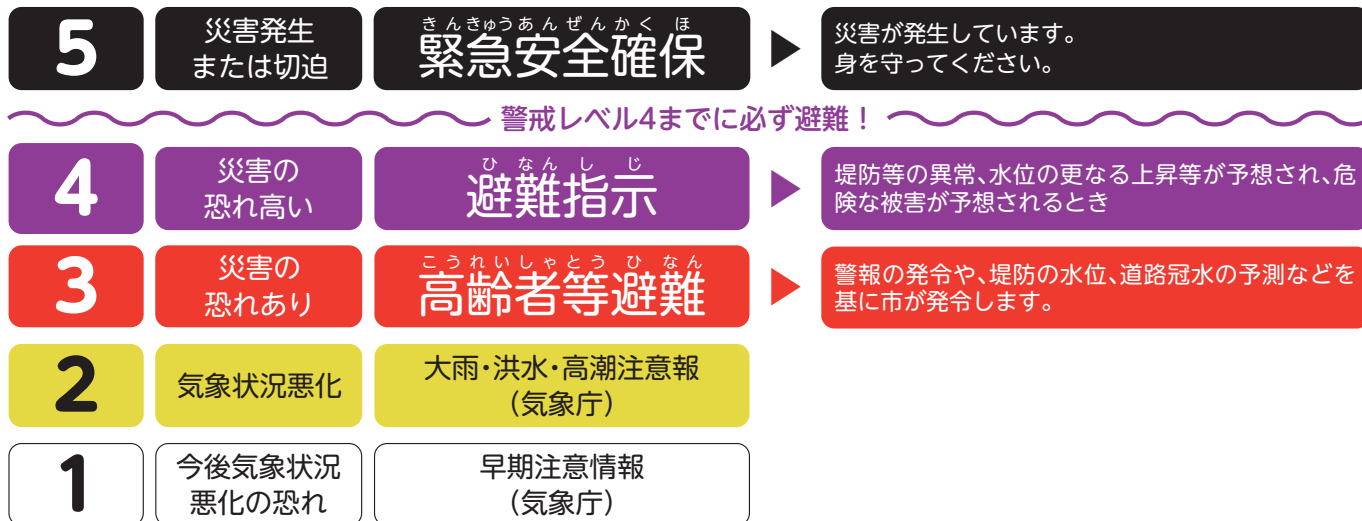
地震と違い、台風や大雨は事前に情報を見たり聞いたりして、備えることができます。テレビやラジオなど、P.43の「災害情報の入手方法」を参考にして、災害に備えましょう。

風水害の警戒レベルと避難行動

市民の皆さんが適切な避難行動をとれるよう、5段階の警戒レベルを用いた防災避難情報を最小で小字単位で市の防災行政無線などを使い発信します。

警戒レベル

新たな避難情報等



◆ 過去には避難勧告という言葉を使っていましたが、令和3年に避難勧告は廃止となり、警戒レベル4は、避難指示に一本化されました。

◆ 警戒レベル3は高齢者等避難ですが、高齢者以外の方も危険を感じたら自主的に避難しましょう。

河川の危険を知る方法

P.43の知多市防災カメラで、川の水位がリアルタイムで確認できます。



ご自身の住んでいる付近の河川を確認し、黄色のラインに到達したら高齢者等は避難を検討しましょう。また、深夜の避難が難しい場合は、危険な水位に達することを想定し、早めの避難を心がけましょう。

市が深夜に風水害による被害が発生すると予測したときは危険水位等に達する前であっても事前に避難情報を発令する場合があります。



知多市防災カメラ

ハザードマップで地域の水害リスクを知ろう

風水害による被害は、沿岸部であれば高潮、低地であれば大雨による浸水被害など、住んでいる地域によってさまざまです。

市で作成している「津波ハザードマップや地震防災マップ、洪水ハザードマップ」を参考に、地域の災害リスクを把握しましょう。

大雨や洪水による災害の危険が、どこで、どのレベルで迫っているかを、地図上で視覚的に知ることができる「キキクル(危険度分布)」も参考にしましょう。



キキクル(危険度分布)

土砂災害

土砂災害は、強い雨でなくても、長く降り続けた場合に発生する特徴があります。

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)と土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)があります。

自宅周囲、避難所までの経路の土砂災害警戒区域について土砂災害ハザードマップでチェックしておきましょう。

土砂災害警戒区域:土砂災害の恐れのある区域

土砂災害特別警戒区域:土砂災害警戒区域の内、住宅などが損壊し、住民の生命または身体に著しい危害が生じる恐れのある区域



土砂災害ハザードマップ

高潮

台風などの低気圧により気圧が下がり、海面が吸い上げられる効果とともに、強風により海面が異常に上昇する現象です。

1959年の伊勢湾台風では、高潮により東海地方に甚大な被害が発生しました。

自分の地域の浸水予想を高潮浸水予測マップで確認し、早めの行動を心がけましょう。

気象が落ち着いている状態でも、台風の進行状況や、満潮干潮を加味して、避難情報が発令される場合があります。

知多市内の海に近い河川では、高潮により河川が増水します。



津波避難計画・ハザードマップ

指定避難所

災害の危険性がなくなるまで避難者が滞在したり、災害により自宅に戻れなくなった市民等が一定期間滞在したりすることができる施設です。

八幡小学校	八幡字里之前84
八幡中学校	八幡字左り脇135
新知小学校	新知字廻間1
つつじが丘小学校	つつじが丘4丁目26
新田小学校	八幡字鍋山65
東部中学校	八幡字池下77
東部まちづくりセンター	八幡字南大平地51
佐布里小学校	佐布里字五明26
中部中学校	新知東町3丁目28-1
中部公民館	新知東町2丁目7-2
中央図書館	岡田字宝ノ脇22

岡田小学校	岡田字段戸坊1
岡田まちづくりセンター	岡田字段戸坊5
知多中学校	日長字原山160
旭北小学校	日長字白山50
旭東小学校	大興寺字広目10
旭南小学校	金沢字向山1
旭まちづくりセンター	新舞子字大口46
旭南中学校	金沢字中向山132
南粕谷小学校	南粕谷本町3丁目77

指定緊急避難場所(一時避難場所・広域避難場所)

災害が発生するおそれがある時や災害発生時に、緊急的に避難し、身の安全を確保する施設または場所で、洪水、津波等災害の種別ごとに指定しています。避難所の一覧は、こちらからご確認ください。



マイ・タイムライン

マイ・タイムラインを作成しよう

災害が迫ってから慌てて行動しては危険です。マイ・タイムラインとは風水害などの災害に備えて一人ひとりが、家族構成や生活環境に合わせてあらかじめ作成する避難行動計画表です。

[マイ・タイムライン検討の3つのステージ]

ステージ1

洪水等のリスクを知り、1つの状況で基本的な逃げ方を考える



ステージ2

洪水について、異なる状況ごとの複数の逃げ方を考える



夜間
だったら？



休日
だったら？



職場に
いたら？

ステージ3

洪水以外の災害リスクも考慮して、複数の逃げ方を考える



土砂災害が
起きたら？



内水氾濫が
起きたら？

避難先は複数選択しておこう

名称	手段	移動時間	メモ
① () () () ()			
② () () () ()			
③ () () () ()			
例 (○○小学校) (徒歩) (12分) (経路に川)			

ハザードマップをチェックしよう

- ◆浸水の深さは 高潮()m 洪水()m
- ◆土砂災害警戒区域には 入っている 入っていない

避難時にチェックすべき家庭等の状況

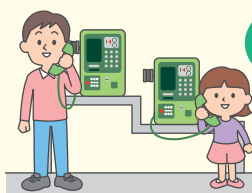
- ◆車 あり なし ()台 乗車人員()名
- ◆家族構成 大人()人 子供()人 ペット()
- ◆避難時に支援が必要な人 高齢者()人 乳幼児()人 その他()人

発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

高さの違う公衆電話



子どもでも
使える高さ

子どもや車いすの方などさまざまな方に対応できる高さの異なる公衆電話。

高さの違う2種類の手すり



どんな世代でも
使いやすい

身長や身体的能力に合わせて使える高さの違う手すり。

外国語の案内



住民だけでなく外国人観光客の方にとっても分かりやすい案内板。



記載例

事前に必要な準備を済ませておく時期		避難に要する時間を考慮し避難を開始する時期		身の安全を守る時期	
3日前		半日前		0時間	
気象情報	雨 大雨・洪水注意報	大雨・洪水警報			災害発生
	風 強風注意報	暴風警報			
備える	川 防災カメラ・市の情報	市からの氾濫情報・防災カメラ			
	海 高潮注意報	高潮警報			
備える	◆常備薬は？無いならもらいに行く	◆河川の上流、台風の被害状況を調べる	◆川の水位 (川は近くないのでレベル4で避難)		
	◆家の周囲に飛散してしまうものはないか	◆携帯、スマホ、懐中電灯の電池をチェック		◆逃げ遅れたら家庭内避難を！	
	◆非常持ち出し袋のチェックを	◆海が近いので高潮警報が出たら避難する			
	◆情報収集手段の確認	◆避難ルートに通行止めはないか			
<p>「自分だけの情報を記載する」</p> <p>一人一人災害時に必要な情報は違います。住んでいるところは、山の近くですか、川の近くですか？どんな危険があると考えられるでしょうか？移動手段や持病への対応、家族やペットの避難行動など、事前に決めておくといいいことをマイタイムラインに記入してください。 例えば…持ち出し品で、必須のものは何か ・薬は何日分用意するのか ・連絡手段は、複数用意したか など</p> <p>P.43掲載のサイトなどを参考に、記入してみましょう。</p>					
警戒レベル	<p>レベル1 → レベル2 → レベル3 → レベル4 → レベル5</p> <p>高齢者等避難 → 避難指示 → 緊急安全確保</p> <p>※レベル3～5は、市が防災行政無線などを使い、発令します。</p>				
	<p>ここまでは必ず避難を！</p>				

あなたのマイ・タイムラインを記入しよう

前のページに記入例およびあなたの居住地の浸水等のデータを記入しました。それを基に、「備
[高潮は〇〇のタイミングで避難開始する]等、災害の種類に対して具体的な計画も記入しましよ

事前に必要な準備を済ませておく時期

避難に要する時間を考慮

3日前

半日前

気象情報

雨 ☁️ 大雨・洪水注意報
 風 🌀 強風注意報
 川 🌊 防災カメラ・市の情報
 海 🌊 高潮注意報

大雨・洪水警報
 暴風警報
 市からの氾濫情報・
 高潮警報

「備える」

警戒レベル

レベル1 → レベル2 → レベル3
 高齢者等避難

※レベル3～5は、市が防災

える」欄にあなたが準備、確認すべきことを記入しましょう。
う。

し避難を開始する時期		身の安全を守る時期	
5時間前	3時間前	0時間	
防災カメラ		災害発生	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ここまでには必ず避難を！ </div>	
行政無線などを使い、発令します。		レベル4 避難指示	レベル5 緊急安全確保

地震による災害

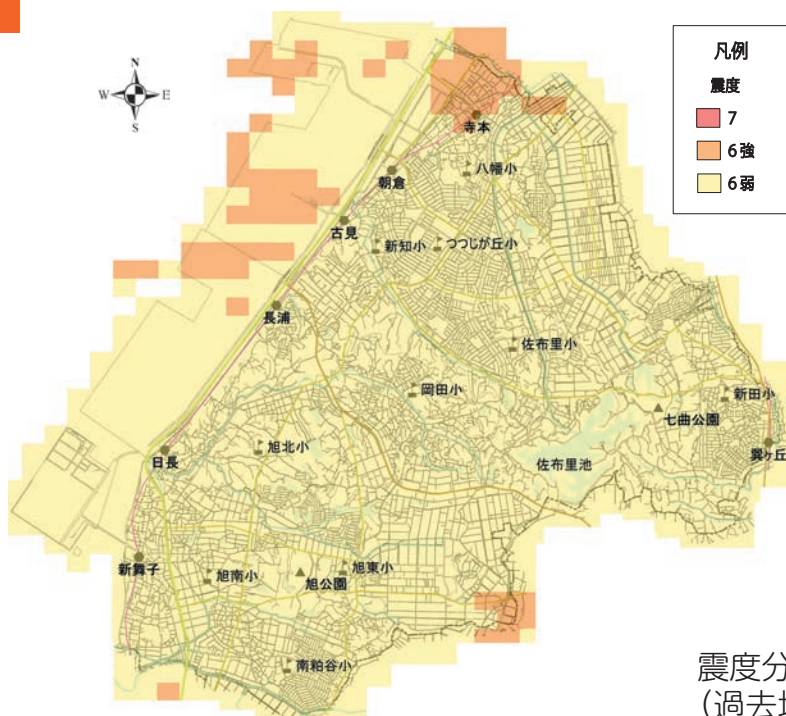
南海トラフ地震の知多市の被害想定(平成26年5月愛知県公表)

南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したもの(宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震)を参考に想定した「過去地震最大モデル」と、「命を守る」という観点で、国の被害想定を基に、あらゆる可能性を考えた最大クラスの地震・津波を補足的に想定することとした「理論上最大想定モデル」の2パターンが示されています。

想定		過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル	想定		過去地震最大モデル	
人的被害 (死者数、冬深夜発災)	建物倒壊など	約20人	約300人	ライフライン被害 (発災1日後、冬夕方発災)	上水道(断水人口)	約82,000人	
	浸水・津波	※	約10人		下水道(機能支障人口)	約2,700人	
	火災	※	約60人		電力(停電軒数)	約36,000軒	
建物被害 (全壊・焼失棟数、冬夕方発災)	ゆれ	約500棟	約5,200棟		固定電話(不通回線数)	約4,200回線	
	液状化	約20棟	約20棟		携帯電話(停波基地局)	81%	
	浸水・津波	※	※		都市ガス(復旧対象戸数)	約3,700戸	
	急傾斜地崩壊など	約10棟	約20棟		LPガス(機能支障世帯数)	約800世帯	
	火災	約200棟	約2,000棟		避難者数 (冬夕方発災)	1日後	約3,500人
最大震度	6強	7	1週間後			約15,000人	
最大津波高	T.P.3.1m	T.P.3.6m	1ヶ月後			約10,000人	
最短津波到達時間 (津波高30cmの到達時間)	76分	74分					
浸水面積(浸水深1cm以上)	47ha	58ha					

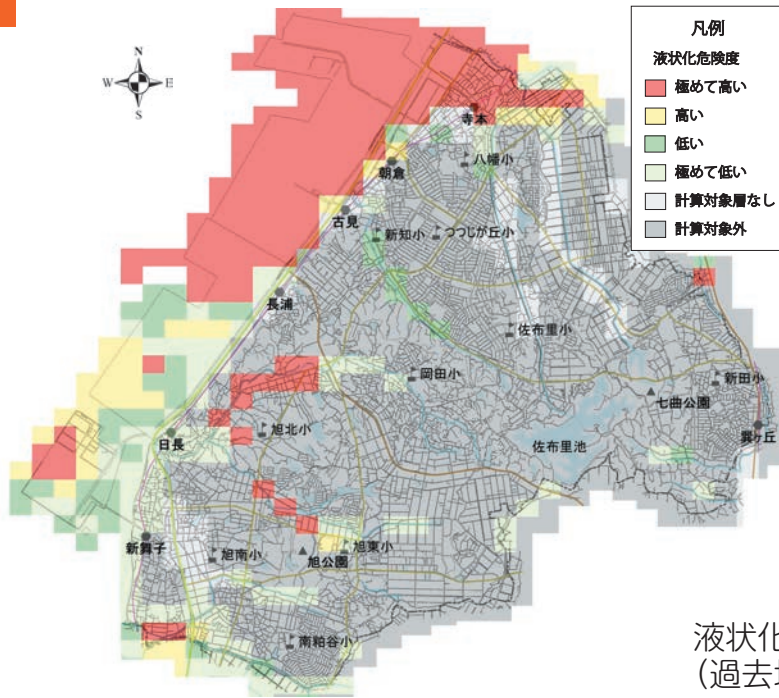
※被害わずか

震度想定



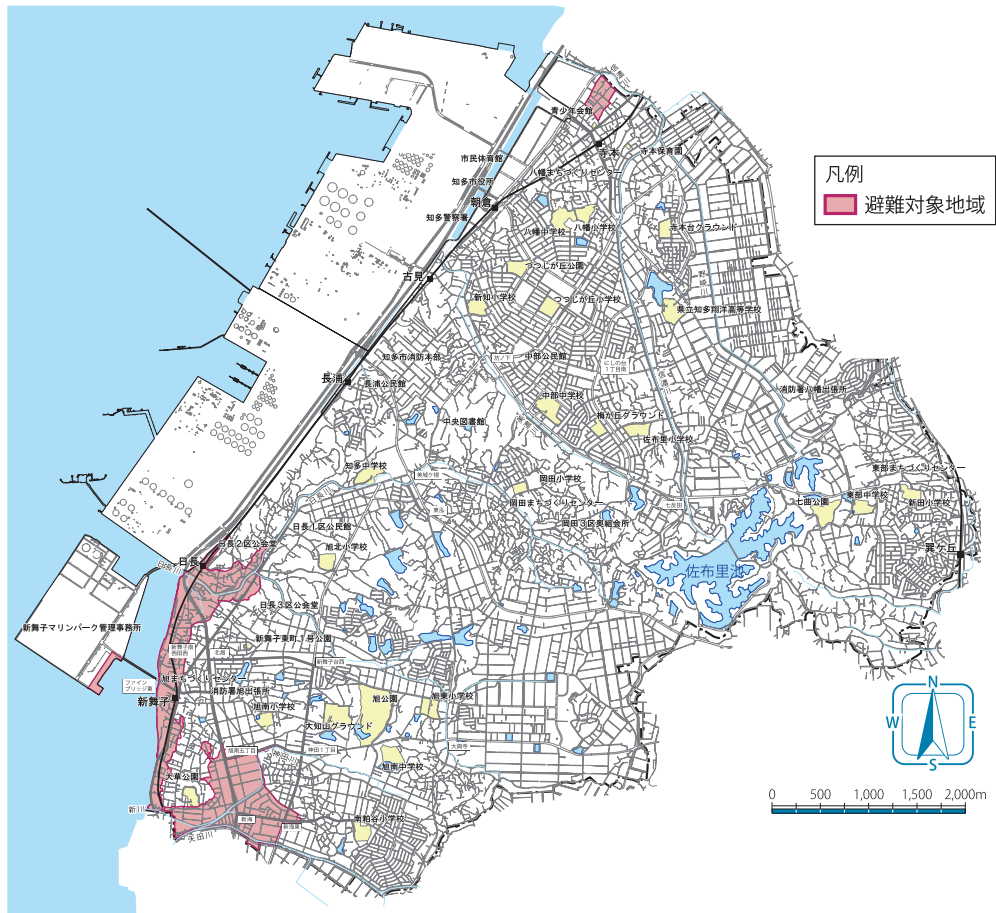
震度分布図
(過去地震最大モデル)

液状化想定



液状化分布図
(過去地震最大モデル)

津波想定



県全体では対策をすれば大きく被害を減らせる！

- ①建物の耐震化を100%達成(現状約85%)
- ②家具の転倒・落下防止対策100%実施(現状約50%)
- ③全員が災害後すぐに避難開始
- ④津波避難ビルの有効活用

建物全壊棟数を約6割減
(過去地震最大モデル、
理論上最大想定モデル)

死者数を約8割減
(過去地震最大モデルでの効果、理
論上最大想定モデルでは約6割減)

(資料:平成26年5月30日愛知県公表「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」より)

地震発生時の行動

緊急地震速報とは…

緊急地震速報は、地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報のことです。強い揺れの前に、自らの身を守ったり、列車のスピードを落としたり、あるいは工場などで機械制御を行うなどの活用がなされています。

受信媒体としてはテレビ、ラジオ、携帯電話、防災行政無線などがあります。

注意 POINT

POINT1

震源が近いことにより、緊急地震速報が間に合わないことがあります。

POINT2

短時間で情報を解析するため、予測どおりの震度にならないことがあります。

ゆれの強さ(震度)と想定される被害

ある場所における地震によるゆれの強さは「震度」で表され、0、1、2、3、4、5弱、5強、6弱、6強、7と10段階あります。南海トラフ地震が発生した場合、知多市では、最大震度7と予想されています。

震度4

- ◆ほとんどの人が驚く。
- ◆歩いている人のほとんどがゆれを感じる。
- ◆眠っている人のほとんどが目覚めます。



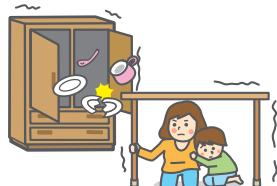
震度5弱

- ◆多くの人恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
- ◆棚にある食器類や本が落ちることがある。



震度5強

- ◆多くの人物がつかまらないう歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。
- ◆棚にある食器類や本で落ちるものが増える。



震度6弱

- ◆立っていることが困難になる。
- ◆固定していない家具の多くが移動し、倒れるものもある。ドアも開かなくなることがある。



震度6強

- ◆立っていることができず、はわないと動くことができない。
- ◆耐震性の低い木造建物は傾くものや倒れるものが増える。



震度7

- ◆耐震性の低い木造建物は傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。
- ◆耐震性の高い木造建物でもまれに傾くことがある。



我が家は大丈夫？

知っていましたか？

地震によるケガの半数近くが **家具などの転倒・落下が原因**

個人でしっかり備えをすることで **発災後も自宅で生活することができます。**

避難所生活はプライバシーの問題などもあり、長引くほどストレスも溜まります。

安全対策(屋内)

阪神・淡路大震災では、建物自体は大丈夫でも、多くの家で家具が転倒、落下し、家具の下敷きになったり、割れたガラスなどでケガをしたりといった被害が多数報告されています。家具の転倒・落下により、ケガをするだけでなく、倒れた家具で部屋の出入り口や廊下がふさがれ、避難することが困難になります。日ごろから家具の固定をしたり、配置を考えたりして地震に備えましょう。

1 家具の配置を工夫する

- ◆ 寝室や子ども・高齢者の部屋、出入口付近にはできるだけ背の高い家具を置かないようにしましょう。
- ◆ 就寝位置を家具から離したり、転倒しにくい側方としたりするといった方法も考えられます。
- ◆ 重量のある家電製品は、できるだけ低い位置に置くようにしましょう。

2 家具の転倒を防止

- ◆ 建物が無事でも、家具などが転倒すると、その下敷きになってケガをしたり、避難経路が塞がれたりしてしまいます。
- ◆ タンスや棚はL型金具などで壁や柱に固定しましょう。
- ◆ 引き出しや観音開きの扉にはストッパーなどを取り付け、中身が飛び出さないようにしておきましょう。
- ◆ 扉がガラスの場合はガラス飛散防止フィルムを貼っておきましょう。
- ◆ 壁や家具の種類などによって適した方法が異なります。自分の家や家具などにあった方法を選びましょう。

3 家電などの転倒・落下防止

- ◆ 家電製品が転倒したり、照明器具が落下したりすることも大変危険です。
- ◆ 台にテレビやパソコンを載せている場合は、金具や耐震シートなどで本体と台を固定し、L型金具などで棧や柱に固定しておきましょう。
- ◆ 吊り下げ式の照明器具は、複数のチェーンを使い数箇所を天井に留め、固定しましょう。
- ◆ 蛍光灯や電球は、割れても飛び散りにくい飛散防止が施されたものに取り替えましょう。

(以下は広告スペースです)

金物 工具 総合 商社

nagai

HARDWARE & TOOLS FIRM

合資会社永井金物店

創業明治20年 究極の御用聞き

ビス1本からマシンまで 困った時はすぐにお電話を
もしもの時にも、災害時など出来る限り対応させていただきます！

各種工具 養生資材 ボルト 安全保護具
溶接・溶断 配管資材 ホース 材木 塗料
化学製品 吊具 土木資材 鋼材 仮設資材
現場雑品 清掃用品 家庭用品 エクステリア
その他いろいろ ご相談ください!!

超 短納期 多品目 仕入ネットワーク
在庫 速加工 引き出し力

TEL.0562-33-2525 FAX.33-2224
〒478-0001 知多市八幡荒古後8の2 <https://www.nagai-k.co.jp/>

LINE 公式アカウント 友だち追加

1st Reform ファーストリフォーム

TRUSCO オレンジブック.Com.

安全対策(屋外)

■一戸建ての場合

ブロック塀

ひび割れや傾きがあれば修理する。土中にしっかりとした基礎部分がないものや、鉄筋が入っていないものは補強する。



屋根

屋根瓦にひび割れ、ずれ、はがれがあれば補強する。屋根に取り付けたものはしっかり固定する。

ベランダ

ベランダは常に整理整頓をする。植木鉢は落下しないよう低い位置に置く。

プロパンガス

鎖でしっかりと固定しておく。

地震対策 知多市 での取り組み

無料耐震診断

昭和56年5月31日以前着工の木造住宅を対象にご自宅の耐震診断を無料でいたします。

耐震改修工事等補助・除却費補助

耐震診断の結果によって耐震改修工事または除却工事を実施する場合、市から補助があります。

ブロック塀等除却費補助

安全性に欠けるブロック塀等を除却する場合、市から補助があります。

条件など、詳しくは ☎0562-36-2669 (担当:都市計画課) までお問い合わせください。

■集合住宅の場合

通路・非常階段の整理

非常扉、非常階段の場所は、必ず確認しておきましょう。災害時、通路や非常階段に物があふれていると避難できません。避難経路の確保も含めて緊急時に通行できるようにしておきましょう。

エレベーターの利用

エレベーターに乗っていたら、各階のボタンをすべて押して停止した階で直ちに降りてください。

万が一、エレベーター内に閉じ込められてしまったら、非常ボタン、非常電話で救助を求めましょう。無理に開けようとするのは危険なのでやめましょう。

また、避難する時はエレベーターを利用せずに階段で避難するようにしましょう。

高層マンションなどでの 注意事項

❗揺れが大きくなることへの対策

高層階になればなるほど建物の揺れが大きくなる可能性があります。揺れに備えて家具類の転倒防止対策は必ず行いましょう。

❗食べ物、携帯トイレなどはどれくらい備蓄しておけばいいの？

停電するとエレベーターが停止し物資の持ち運びが困難になる他、断水でトイレが使用できなくなるので、多めに備蓄するよう心掛けましょう。

(以下は広告スペースです)

お住まいの「困った」はありますか？

小さなことでもお気軽に相談下さい。

とも 智工務店

TEL:0562-32-4336

〒478-0001 知多市八幡字里脇93

あなたの大事な家族や財産を守るために。

結婚、出産、就職、車購入、家購入、入院…人生のさまざまな出来事をきっかけに。

世代をこえて安心サポート

保険でお悩みなら、まずはご来店ください。

丁寧な無料相談で安心サポートをお約束。

EPOCH

保険のえぽっく(株)

https://hoken-epoch.com/

保険のご相談 お問い合わせ ☎0120-039-178

〒478-0001 知多市八幡字荒古後 31-1 TEL 0562-33-1023

◆愛知県損害保険代理業協会会員 ◆愛知県保険代理業協同組合会員

災害情報の入手方法

市ホームページ

災害発生時には、市ホームページを中心に災害情報をお知らせします。避難情報等も掲載します。ブックマークをしておくことですぐにアクセスできて便利です。

防災危機管理課のページに各種ハザードマップ、計画、防災情報を掲載しています。



市公式SNS:LINE・X(旧Twitter)

緊急地震速報をはじめとした緊急情報や、災害情報などを発信しています。



ちたまる安全安心メルマガ

風水害などの気象警報や、地震情報、市からの災害情報などを発信しています。メールアドレスを登録すればご利用いただけます。



気象庁ホームページ

国内の防災情報、災害情報が掲載されています。知多市の防災情報も確認できます。



yahoo防災アプリ

市では、ヤフー株式会社との「災害に係る情報発信等に関する協定」に基づき、同社の防災アプリ「Yahoo!防災速報」を用いて防災情報の配信をしています。



メディアスFM

知多メディアスネットワーク(株)がお届けする、知多市・東海市の情報が満載のコミュニティFM放送です。また、いざというときは防災情報を放送しますので、災害時にも活用ください。

周波数はFM83.4MHz(メガヘルツ)です。受信できない場合でも、専用アプリから聞くことができます。



メディアス防災チャンネル

地上デジタル11CHで放送しています。災害時の緊急放送としてメディアスエリア内を含む14カ所の定点カメラの映像を通し、地域の災害の状況などの様子が24時間放送されます。



ハザードマップ

自宅など市内で被災した場合に、適切な行動が取れるよう、各種災害におけるハザードマップを作成しています。平時からこのマップを確認し、災害時の対応や避難行動を事前に計画しましょう。



防災ラジオ

地震などの緊急情報などを、メディアスエフエム(83.4MHz)の放送を使用して、自動でお知らせすることができるラジオです。

市役所(防災危機管理課)で1台2,000円で販売しています。



防災行政無線

地震などの災害時に緊急情報などを放送する同報無線の屋外スピーカです。

放送が聞こえにくかった場合は、市ホームページに放送内容を順次掲載していますので、ご確認ください。



防災カメラ

津波による越水、大雨等による氾濫の恐れがある河川や、これまでに浸水被害があった道路等、10カ所に監視用の防災カメラを設置し、画像をリアルタイムで公開しています。市ホームページのトップページから確認ができます。



非常持ち出し品・非常備蓄品チェックリスト

非常持ち出し品(避難するとき、最初の段階で持ち出すもの)

☑いのちを守る装備

- ◆ヘルメット、軍手、レインコートなど。
- ◆避難所で使うものと、避難所まで行くときに使うものと分けて考えるとよい。
- ◆ヘルメットなどは避難所へ行くときに使うので、バッグに入れる必要はなし。

☑水と食料

- ◆3日分は用意したい。
- ◆水は1日3リットル必要
- ◆非常食は必ず試食をしよう。とくに小さなお子さんなどは、まずいとおなかが減っていても食べてくれないことが多い。
- ◆炭水化物に偏りがちです。タンパク質も意識して。
- ◆防災用の非常食も近年おいしくなっているが、ローリングストックをうまく使いおいしいものを備蓄できるとなおgood

☑生活用品

- ◆トイレは我慢できません。携帯トイレは多めに持っておきましょう。
- ◆衛生面は周りのためにも意識しよう。
- ◆アルコール消毒液、水がいらぬ石鹸、ウエットティッシュなどがあるとよい。
- ◆ばんそうこう、包帯、ガーゼなどがあると安心

☑情報ツール

- ◆スマートフォンの充電器、バッテリーは現代は必須
- ◆圏外の状態が続くとバッテリーの減りが早い。充電ツールは多めに持って。
- ◆連絡先のメモも持っておこう。避難所で災害時公衆電話が開設される可能性がある。
- ◆携帯ラジオはAM/FM両方聞けるものを用意するとよい。避難所で聞きたい場合はイヤホンもあると情報収集しやすい。

☑懐中電灯

- ◆数種類そろえ、一人1つ懐中電灯があるとよい。
- ◆ヘッドライトがあると両手が空き、作業がしやすい。
- ◆生活する場合は周囲を照らすランタンの方が使い勝手がよい。
- ◆電池は使っていないなくても消費している。電池の予備も忘れずに。

☑医療品・医薬品

- ◆災害時は、命に関わるような怪我や病気以外は、自分で対処する必要がある。
- ◆簡単な切り傷等も、悪化すれば適切な治療が受けられない。
- ◆医療用ガーゼなどは、消費期限があるのでチェックを忘れずに。
- ◆常備薬は確実に。コンタクトレンズなども重要

☑季節グッズ

- ◆割と忘れがちだが、とても大切なのでチェック!
- ◆冬の避難所はとても寒いので。カイロなどを入れておこう
- ◆腹巻、ネックウォーマー、帽子、手袋があるとかなり寒さが軽減されます。
- ◆底冷えを防ぐマットがあるといい。キャンプや登山用品で、性能がよくコンパクトになる商品があります。
- ◆夏は寝られないと体力を消耗します。暑さ対策を忘れずに。
- ◆携帯扇風機は電池を消耗するので夜寝るときに。日中は扇子やうちわがほしい。
- ◆虫よけ対策をしよう。火を使わないものを用意しておこう。

※※※注意※※※

スースーするウエットシートやスプレーなどは、涼しい感覚になりますが、体温は下がっていません! それで耐えると熱中症になります!

災害時の安否確認方法

大規模災害発生時には、被災地域内における電話は大変つながりにくくなります。被災地域との電話による連絡は控え、災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板を活用しましょう。

災害用伝言ダイヤル(171)の使用方法

1 7 1 をダイヤルした後はガイダンスに従ってください。

その他の安否確認方法

◆災害用伝言板サービス ◆災害用伝言板web171 ◆災害用音声お届けサービス

※アプリが必要な場合があります。加入条件により使用方法が異なります。事前に確認して体験しておきましょう!

J-anpi ~安否情報まとめて検索~

「J-anpi」は、「電話番号」または「氏名」を入力することで、各社の災害用伝言板および報道機関などが提供する安否情報を対象に一括で検索し、結果をまとめて確認することができます。

<https://anpi.jp/top/sp>

J-anpi

検索



相談

市民相談室(市役所)で行われる相談

相談種目	内容	相談員	期日	問合せ
法律相談 (予約制)	法律の専門知識を必要とする相談	弁護士	毎月第1水曜日・第3水曜日 10:00~12:00 13:00~16:00	
心配ごと相談 (人権・行政相談)	家庭内や近所のもめ事、国、県、市などへの苦情、意見、要望などの相談	市心配ごと相談員 (人権擁護委員・行政相談委員)	毎月第1月曜日・第3月曜日 9:00~11:30	
外国人相談	ポルトガル語・スペイン語による生活相談	外国人相談員	毎週月曜日・火曜日 9:00~12:00 13:00~16:00 毎週木曜日・金曜日 9:00~12:00	市民窓口課 (市民相談) ☎ 0562-36-2648
行政書士相談	官公署の書類作成などに関する相談	行政書士	毎月第2火曜日 13:00~15:00	
市民相談	日常生活におけるいろいろな問題の相談	市民窓口課職員	月~金 9:00~12:00 13:00~17:00	
年金相談 (予約制)	厚生年金・国民年金に関する相談	年金相談員	毎月1回 9:45~15:15	保険医療課 ☎ 0562-36-2655
多重債務・ 相続登記相談	市内司法書士による債務に関する相談	司法書士	偶数月第2水曜日 13:00~15:00	商工振興課 ☎ 0562-36-2662
若者の職業・ 自立支援相談	若者の社会的自立や就職などの支援	専門相談員	毎月第2水曜日 14:00~16:00	



(以下は広告スペースです)

相続 遺言

相続、遺言手続きに関する

無料相談受付中!

相談経験豊富な相続専門の
司法書士が直接対応いたします!

相続はお済みですか。難しい手続きから解放します!

まずはお気軽にご相談下さい。親切丁寧にご説明します。

その他 不動産の名義変更、会社設立の登記、預貯金など

- ・相続の通算相談件数 1,000 件以上
- ・はじめての方も安心なアットホームな雰囲気
- ・事務所への来店が難しい場合には出張相談可能



司法書士法人 鈴木事務所

面談ご希望の方はこちらへお気軽にお電話ください。

フリーダイヤル **0120-017-011**

受付時間 平日 9:00~18:00(要予約)

※ご予約いただければ時間外も対応いたします。

愛知県司法書士会所属 司法書士 鈴木直幸 司法書士 鈴木千恵

【東海事務所】〒477-0037 東海市高横須賀町公家 25 番地の 2 TEL 0562-33-1284

【知多事務所】〒478-0064 知多市新知台 2 丁目 4-23 TEL 0562-56-2714

東海市 相談 検索

<https://souzoku-zoyo.com>



その他の相談

相談種目	内容	相談場所など	問合せ
女性のための カウンセリング (予約制)	女性カウンセラーによる女性の諸問題・悩みなどの相談	毎月第1～第4木曜日 男女共同参画センター (ふれあいプラザ内)	男女共同参画センター ☎ 0562-56-6305
消費生活相談	悪質商法や契約のトラブルに関する相談	月・火・木・金曜日 10:00～12:00 13:00～16:00 消費生活センター (2階 商工振興課前)	商工振興課 ☎ 0562-36-2688
ふるさと ハローワーク	求人情報の提供、職業相談など	月～金 9:30～12:00 13:00～17:00 市役所	商工振興課 ☎ 0562-36-2662
休日・夜間の 納税相談	休日・夜間の市税などの納付が困難な方のための相談	毎月各1回 休日 8:30～12:00 夜間 17:15～19:00 市役所	収納課 ☎ 0562-36-2637
健康相談	健康に関する相談	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 保健センター	健康推進課(保健センター内) ☎ 0562-54-1300
ひとり親家庭の 自立支援相談	子育て・生活支援や母子・父子・寡婦家庭の就労などに関する相談	月～金 9:00～12:00 13:00～16:30 市役所	子ども若者支援課 ☎ 0562-36-2656
子ども・家庭相談 (予約制)	発育・子育て・家族や家庭の問題など	月～金 9:00～12:00 13:00～16:00 子育て総合支援センター	子育て総合支援センター ☎ 0562-54-1200
障がい児相談 (予約制)	発達に心配のある児童に関する相談、支援	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 障がい児相談支援事業所さんぼ (保健センター内)	障がい児相談支援事業所さんぼ ☎ 0562-54-4502
教育相談	障がいのあるお子さんの就学相談、いじめ、不登校などの各種教育についての相談	月～金 8:30～12:00 13:00～17:00 市役所	学校教育課(相談専用) ☎ 0562-32-8070

(以下は広告スペースです)

総務省の行政相談

国の行政などに関して苦情や要望がありましたら、お近くの行政相談委員会にご相談ください。

- どこに相談してよいかわからない
- 役所の説明に納得できない
- 制度やしくみを教えてほしい
- 通学路に危険な箇所がある
- 交通標識が見えにくい など

～困ったら一人で悩まず行政相談～

行政相談委員による定例相談所が開設されています。

とき 毎月第3月曜日 休日等の場合は翌開庁日
9時～11時30分 (受付時間) 9時～11時15分

ところ 知多市役所1階 市民相談室

開設日時に変更となる場合がありますので、最新の情報は広報誌等でご確認ください。

総務省行政相談センター「きくみみ愛知」でも相談を受け付けています。



総務省行政相談センター

きくみみ愛知

行政苦情
110番

おこまりならまるまるくじょーひゃくとおばん
0570-090110

※夜間、土日、休日は留守番電話での対応となります。



相談種目	内容	相談場所など	問合せ
在宅介護相談	高齢者の保健・医療・福祉に関する相談	高齢者相談支援センター (保健センター内)	高齢者相談支援センター ☎ 0562-54-1211
在宅医療相談 (予約制)	在宅医療に関する相談、支援	月～金 9:00～12:00 13:00～16:00 在宅ケアセンター(保健センター内)	在宅ケアセンター ☎ 0562-54-4500
高齢者虐待相談	高齢者の虐待に関する相談、支援	高齢者虐待相談センター (高齢者相談支援センター内)	高齢者虐待相談センター ☎ 0562-54-1211
生活困窮者自立 支援相談	生活において抱える困りごとや不安についての相談、支援	自立生活サポートセンター(福祉活動センター内)	自立生活サポートセンター (福祉活動センター内) ☎ 0562-39-3060
成年後見 利用相談 (予約制)	認知症や障がいなどの理由で契約・財産の自己管理ができない場合の相談	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 福祉活動センター	知多地域権利擁護支援センター ☎ 0562-39-3770
障がい者相談	障がいのある方の日常生活での困りごとや福祉制度に関する相談	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 知多市障がい者 相談支援センター (保健センター内)	知多市障がい者相談支援センター ☎ 0562-54-4800
障がい者 虐待相談	障がい者の虐待に関する相談、支援	市役所	福祉課 ☎ 0562-36-2650
若者サポート 相談 (予約制)	ひきこもりや不登校に関する相談	毎週木曜日 13:00～16:00 青少年会館	若者支援センター (青少年会館内) ☎ 0562-36-2960
若者就労 カウンセリング (予約制)	専門の相談員による、就労について不安がある若者の就労に関する相談、支援	毎週水曜日 10:00～12:00 13:00～16:00 青少年会館	若者支援センター (青少年会館内) ☎ 0562-36-2960
NPO・ 市民活動相談 (予約制)	まちづくり活動を始めたい方の相談や、団体の組織化・運営などに関する相談	毎週水曜日 13:00～16:00 市民活動センター(市民活動室)	市民協働課(市民活動センター) ☎ 0562-31-0381
住宅耐震相談	建築の専門家による、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震に関する相談	月～金 10:00～12:00 13:00～16:00 市役所	都市計画課 ☎ 0562-36-2669



(以下は広告スペースです)

未来を育て、自分を好きになる。

みらいくでは、一人ひとりの得意を引き出し、次のステップへ進むための支援をしています。

見学・無料体験随時受付中!!

公式
インスタ&Tik Tok
で日々の様子を
更新中!!
@miraiku.tokai

https://miraiku.jp/

miraiku
～未来を育てる～
就労継続支援B型事業所みらいく

お気軽に
お問い合わせ
ください
0562-57-5220
東海市養父町浅間前63番地4

あなたの「働きたい」に寄り添います。

**豊かで実りある
明日(As)に
笑顔という花を
咲かせるために
種(seed)をまく。**

見学・無料体験随時受付中!

日々の様子は
インスタグラム
aseed_chita
で検索!!

**ご利用者様募集中
お気軽にお問合せ下さい**

アシードでは、すべての人が笑顔になれる支援を目指しています。

Aseed
就労継続支援B型事業所 アシード

TEL.0562-57-0251
知多市にしの台4丁目12番地6



届出・証明など

印鑑登録

☎ 市民窓口課 ☎ 0562-36-2646

▶ 印鑑登録ができる人

- ◆ 知多市に住民登録している人(15歳未満の人および意思能力を有しない人を除く)
- ◆ 登録できる印鑑は1人1つです。(家族であっても、印鑑の共有はできません)

▶ 登録申請に必要なもの

- ☑ 印鑑(ゴム印、欠けている印鑑、家族で同じ印影と思われる印鑑、磨耗の激しい印鑑は登録できません)
- ☑ 本人確認書類(官公庁発行の顔写真付の身分証明書は1点)

▶ 印鑑登録証明書の申請

印鑑登録証(カード)を必ずお持ちのうえ、登録者の住所、氏名、生年月日などを申請書に記入してください。

▶ 印鑑登録ができる場所

市民窓口課

▶ 登録申請ができる人

本人(第三者が申請する場合、本人からの代理権授与通知書(委任状)が必要)

※本人が来庁し、官公庁発行の顔写真付の身分証明書で本人確認ができた場合は即日登録できます。それ以外の場合は即日登録できません。

届出・証明など

戸籍の届出

☎ 市民窓口課 ☎ 0562-36-2647

個人の氏名、生年月日、親子関係、夫婦関係などを証明するのが戸籍です。出生や死亡の他、婚姻、離婚、養子縁組など親族関係に変更が生じるときは届け出てください。

届出の種類	届出期間	届出場所	届出に必要なもの	届出人
出生届(届出書は病院などでもらってください)	生まれた日から14日以内	父母の本籍地か住所地、出生地の市区町村役場	①届出書 ②出生証明書 ③母子健康手帳 ④本人確認書類	①父母 ②同居者 ③お産に立ち会った医師、または助産師
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	死亡者の本籍地、死亡地、または届出人の住所地の市区町村役場	①届出書 ②死亡診断書または死体検案書 ③本人確認書類	①死亡者の同居の親族(同居していない親族も可) ②その他の同居者 ③家主、地主、家屋や土地の管理人など
婚姻届	届出をした日から法律上の効果が発生します	夫または妻の本籍地か住所地の市区町村役場	①届出書 ②戸籍謄本(届出地に本籍がない場合) ③本人確認書類	夫と妻
離婚届	同上	夫婦の本籍地か住所地の市区町村役場	①届出書 ②戸籍謄本(届出地に本籍がない場合) ③本人確認書類	夫と妻
入籍届	同上	入籍する者の本籍地、届出人の住所地、所在地の市区町村役場	①届出書 ②親権者、子の戸籍謄本(届出地に子、親権者の本籍がない場合) ③家庭裁判所の許可書の謄本(民法上の氏が異なる場合) ④本人確認書類	入籍する者(入籍する者が15歳未満の時は、法定代理人)
養子縁組届	同上	養親・養子の本籍地か住所地の市区町村役場	①届出書 ②戸籍謄本(届出地に養親・養子の本籍がない場合) ③本人確認書類	①養親と養子 ②養子が15歳未満の時は法定代理人
転籍届	同上	転籍者の本籍地・住所地か転籍地の市区町村役場	①届出書 ②戸籍謄本 ③本人確認書類	戸籍の筆頭者と配偶者

※本人確認書類については、官公庁発行の顔写真付の身分証明書は1点、それ以外は2点必要です。

※上記の詳細、外国人に関する届出、その他の届出に関することは、市民窓口課までお問い合わせください。

※改正戸籍法の施行日以降、戸籍謄本の添付が不要になります。(施行日未定)

住民登録

☎ 市民窓口課 ☎ 0562-36-2646

知多市に引っ越してきたとき(転入届)

届出の期間

転入した日から14日以内(転入日より前での届出は受付できません)

届出ができる人

本人、世帯主、同世帯の人(第三者の場合は本人の委任状が別途必要)

届出ができるところ

市民窓口課

届出に必要なもの

●他の市区町村からの転入の場合

☑ 転出証明書(前住所地で交付される証明書です。この証明書がないと転入ができません。ただし、マイナンバーカード(マイナポータルの利用を含む)、住民基本台帳カードを使った転出届を前住所地で行った場合は、不要です。)

☑ 転入される人全員分の在留カード、特別永住者証明書(外国籍の人のみ)

☑ マイナンバーカード、住民基本台帳カード(転入者全員分)

マイナンバーカード、または住民基本台帳カードをお持ちの人はカードの継続利用をする際必ずパスワードを入力していただきます。(届出人が任意代理人の場合は、転入時にカードの継続利用をすることができません。)

☑ 届出人の本人確認書類

転入時の本人確認書類としての運転免許証については、新住所が記載されていないでも結構です。

※官公庁発行の顔写真付の身分証明書は1点、それ以外は2点

●海外からの転入の場合(日本国籍の人)

☑ パスポート(転入者全員分)

☑ マイナンバーカード(返納処理されたものをお持ちの場合のみ)

転入に関連した手続き

転入に関連した手続きが必要な人は、転入届出時に各担当課で手続きを行っていただきます。

- ◆ 国民健康保険証(保険医療課)
- ◆ 国民年金(保険医療課)
- ◆ 福祉医療費受給者証(保険医療課)
- ◆ 後期高齢者医療被保険者証(保険医療課)
- ◆ 児童手当(子ども若者支援課)
- ◆ 介護保険証(長寿課)
- ◆ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(福祉課)
- ◆ 自立支援医療受給者証(福祉課)
- ◆ 障害福祉サービス受給者証(福祉課)
- ◆ 義務教育関連(学校教育課)
- ◆ 各種健診の受診票、予防接種の予診票(保健センター)

届出・証明など

発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

音の鳴る信号機



地域によって音が違うことも

音で青信号を知らせて、安全に横断歩道を渡ることができます。

自動ドア



荷物で両手が使えなくても大丈夫

車いすの方や荷物を両手に持っている方でも楽に入出りできます。

フラットな入り口



ベビーカーでも簡単に入れる

フラットな設計で最初から誰もが訪れやすい入り口。



市外に引っ越すとき(転出届)

届出の期間

転出する予定日の約14日前から引っ越しするまで

届出ができる人

本人、世帯主、同世帯の人(第三者の場合は本人の委任状が別途必要)

届出ができるところ

市民窓口課

やむを得ず窓口に来ることができない場合は、郵送で手続きすることもできます。

詳しくは市ホームページで確認していただくか、市民窓口課までお問い合わせください。

届出に必要なもの

☑届出人の本人確認書類

☑印鑑登録証(登録者のみ)

海外へ転出する方は以下の書類を返納してください。

☑マイナンバーカード、住民基本台帳カード

転出に関連した手続き

転出に関連した手続きが必要な人は、転出届出時に各担当課で手続きを行っていただきます。

- ◆国民健康保険証(保険医療課)
- ◆国民年金(保険医療課)
- ◆福祉医療費受給者証(保険医療課)
- ◆後期高齢者医療被保険者証(保険医療課)
- ◆児童手当(子ども若者支援課)
- ◆介護保険証(長寿課)
- ◆身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(福祉課)
- ◆自立支援医療受給者証(福祉課)
- ◆障害福祉サービス受給者証(福祉課)
- ◆義務教育関連(学校教育課)

市内で引っ越したとき(転居届)

届出の期間

転居した日から14日以内(転居日以前での届出は受付できません)

届出ができる人

本人、世帯主、同世帯の人(第三者の場合は本人の委任状が別途必要)

届出ができるところ

市民窓口課

届出に必要なもの

☑届出人の本人確認書類

本人確認書類の運転免許証については、新住所が記載されていなくても結構です。

※官公庁発行の顔写真付の身分証明書は1点、それ以外は2点

☑マイナンバーカード、住民基本台帳カード(転居者全員分)

マイナンバーカード、または住民基本台帳カードをお持ちの人は、カードの券面更新をする際必ずパスワードを入力していただきます。任意の代理人をたてて転入される人は事前に市民窓口課までお問い合わせください。

☑転居される人全員分の在留カード、特別永住者証明書(外国籍の人のみ)

転居に関連した手続き

転居に関連した手続きが必要な人は、転居届出時に各担当課で手続きを行っていただきます。

- ◆国民健康保険証(保険医療課)
- ◆国民年金(保険医療課)
- ◆福祉医療費受給者証(保険医療課)
- ◆後期高齢者医療被保険者証(保険医療課)
- ◆介護保険証(長寿課)
- ◆身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(福祉課)
- ◆自立支援医療受給者証(福祉課)
- ◆障害福祉サービス受給者証(福祉課)
- ◆義務教育関連(学校教育課)

マイナンバーカード、住基カードを利用した転入 または転出の手続きを行うとき(転入届の特例)

同一世帯の中で同時に転出する世帯員のうち、マイナンバーカード、住民基本台帳カード(住基カード)の交付を受けている世帯員が一人でもいれば、「転入届の特例」が適用されません。

「転入届の特例」とはマイナンバーカード、住基カードを利用した転出、転入の手続きです。(ただし、保険、年金、福祉、学校関係の手続きには、別途転出地市区町村窓口でお手続きが必要になる場合があります。)なお、転出の情報が電子情報として市区町村で送受信されるため、「転出証明書」は発行されません。

マイナンバーカード、住基カードを利用した転出届

●届出ができる人

本人、世帯主、同世帯の人

※同一世帯の中で同時に転出する世帯員のうち、どなたか一人がマイナンバーカード、または住基カード(有効期限内のもの)をお持ちであることが必要です。

●届出の期間

転出する予定日の約14日前から引っ越しするまで

※転出をした日から14日を経過した日以降に届出をすると特例は受けられません。紙の転出証明書を発行し、マイナンバーカード、住基カードは廃止となります。

●届出の方法

窓口にお越しいただくか、または「特例希望」と記載した「転出届」を郵送してください。

郵送の際、同封していただくもの

☑ 本人確認書類の写し(マイナンバーカード、免許証、旅券などの顔写真付の公的な身分証明書であれば一点、それ以外のものは二点必要です。)

窓口にお越しの際の注意点

- ◆ご本人様確認をします。届出人の本人確認書類をご持参ください。
- ◆知多市で発行している印鑑登録証、保険証(国民健康保険証、介護保険被保険者証など)をお持ちの方は忘れずにご持参ください。

マイナンバーカード、住基カードを利用した転入届

●届出ができる人

マイナンバーカード、住民基本台帳カードを持参した本人または同じ世帯の人(一緒に転入をされる人に限ります。)で、下記の条件を満たす人

◆パスワードの入力ができ、カードが有効であること

◆転出地市区町村でマイナンバーカード、住基カードを利用した転出届が受理されていること

◆転入した日から14日以内または転出時に申告した予定日から30日以内のいずれか早く訪れる日までのお手続きであること

※同じ世帯に継続利用を希望するマイナンバーカード、住基カードをお持ちの人が複数人いる場合、すべてのマイナンバーカード、または住基カードをお持ちいただく必要があります。

また、同世帯の人でない人(任意代理人)を代理人にされる場合は市民窓口課までお問い合わせください。

●届出ができるところ

市民窓口課

●届出に必要なもの

☑ マイナンバーカード、または住民基本台帳カード(全員分)

☑ 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、住民基本台帳カードの不具合により本人確認ができない場合があります。運転免許証など官公署発行の写真付証明書をあわせてお持ちください。)

☑ 委任状(任意代理人のとき)

パートナーシップ宣誓制度

☎ 子ども若者支援課 ☎ 0562-36-2567

さまざまな理由により婚姻ができない方々を対象とした「知多市パートナーシップ宣誓制度」を実施しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。



税金

市税の納付

☎ 0562-36-2637 FAX 0562-32-4610

市税の納期限(口座振替の場合は振替日)

	市県民税 (普通徴収)	固定資産税/ 都市計画税	軽自動車税 (種別割)	国民健康 保険税
4月末		1期 □座全納		
5月末			全期	
6月末	1期 □座全納			
7月末		2期		1期
8月末	2期			2期
9月末				3期
10月末	3期			4期
11月末				5期
12月末		3期		6期
1月末	4期			7期
2月末		4期		8期
3月末				

※納期の末日(12月に限り25日)が土日、祝日のときは、次に来る最初の平日が納期限となります。

市税の納付方法について

口座振替による納付

便利で安全、確実な口座振替をぜひご利用ください。
口座振替が可能な金融機関は下記のとおりです。

- ◆(株)三菱UFJ銀行
- ◆(株)愛知銀行
- ◆(株)三井住友銀行
- ◆(株)名古屋銀行
- ◆あいち知多農業協同組合
- ◆知多信用金庫
- ◆半田信用金庫
- ◆(株)三十三銀行

- ◆東海労働金庫
- ◆碧海信用金庫
- ◆(株)中京銀行
- ◆(株)ゆうちょ銀行

窓口での納付

知多市役所、または市指定金融機関および地方税統一QRコード対応金融機関、コンビニエンスストアで納付できます。

◎市指定金融機関は以下のとおりです。

- ◆(株)三菱UFJ銀行
- ◆(株)愛知銀行
- ◆(株)名古屋銀行
- ◆あいち知多農業協同組合
- ◆知多信用金庫
- ◆半田信用金庫
- ◆(株)三十三銀行
- ◆東海労働金庫
- ◆碧海信用金庫
- ◆(株)中京銀行
- ◆愛知・岐阜・三重・静岡の(株)ゆうちょ銀行

◎コンビニエンスストア

※一部対象外、納付期限内のみ

電子納付

納付書に印字されたバーコードやeL-QR、eL番号を使ってスマートフォンやパソコンから納付ができます。

※領収書は発行されません。納税証明書(継続検査用)が必要な方は窓口納付をご利用ください。

◎スマホ決済(eL-QR)

利用可能アプリは地方税お支払サイトでご確認ください。地方税お支払サイトへのアク

(以下は広告スペースです)

相続・保険 など暮らしの中の様々な疑問もお気軽にご相談ください



塩出貴臣税理士事務所
TAX ACCOUNTING OFFICE

☎ **0562-57-3860**
FAX:0562-57-3861
✉ shiode-jimusho@think-brain.com



税務

会計

保険

相続

整理収納

生保
・損保
取扱い

保険の見直し・ご相談、
NISAなど各種マネー
セミナーも開催!!
お気軽にお問合せください。





〒478-0054 知多市つつじが丘2-18-11 <https://shiode-jimusho.tcnf.com/>  **TKC** 全国会会員

セスはこちらのQRコードを読み取ってください。



●**スマホ決済(バーコード)**

PayPay、LINEPay、PayB、FamiPay、auPAYが利用できます。

●**地方税お支払サイト(eL-QR)または(eL番号)**

スマートフォンやパソコンから地方税お支

払サイトにアクセスし、eL-QRの読取りか、eL番号の入力で納付ができます。納付方法には、クレジットカード、ネットバンキング、口座振替、ペイジー番号発行から選択できます。

詳しくは、こちらのQRコードを読み取り知多市収納課のページへ



税に関する証明

☎ 税務課諸税チーム ☎ 0562-36-2634

市税などに関する証明書等

市税などに関する証明書等の交付は次のようになっています。

●**証明書等の種類一覧**

種類	内容	手数料
課税・非課税証明書(所得証明書)	所得額・税額など	1件 200円
納税証明書[市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(継続検査用以外)、国民健康保険税、法人市民税]	納付済額・未納額など	1枚 200円
納税証明書[軽自動車税の継続検査用(車検用納税証明)](注)	滞納額がない旨	無料
事業証明書(注)	所在地・名称	1件 200円
資産証明書(注)	所在地・所有者など	1枚 200円
評価証明書	所在地・評価額など	1枚 200円
公課証明書	所在地・評価額など	1枚 200円
評価通知書(登記用)	所在地・評価額など	無料
住宅用家屋証明書(注)	登録免許税軽減に係る内容証明	1件 1,300円
固定資産評価資料図の複写(注)	土地の位置・形状など	1枚 200円
固定資産課税台帳(名寄)の複写	資産の明細	1枚 200円
家屋図面の複写	家屋図	1枚 200円

上の表で、(注)の表示があるものは委任状が不要です。

申請の際は、本人確認できる書類をご持参ください。本人確認書類には次のものがあります。

本人確認書類

マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、パスポート(旅券)、健康保険証、在留カード、年金手帳など。本人確認書類とは、住所、氏名、生年月日が分かる、公的機関が発行した身分証明書をいいます。そのため、証明書の書類によっては、2点確認とさせていただきます場合があります。

(以下は広告スペースです)



税理士法人 オリーブ

税理士・行政書士をお探しの方
相続・贈与のご相談、
税金・会計のご相談
起業をお考えの方
ご連絡ください!

お気軽にご相談を
TEL.0562-35-0967
https://www.olive-tax.com

税理士法人オリーブ 知多 検索
知多市八幡字笹間12番地の191





1.税金・経理・雇用の
いろんな悩みがある
のだけど相談相手
がなくて...

2.確定申告を
どうしよう...

3.生前贈与・
相続税対策??

STOP そんな事は
ありません!

気軽に話せる事務所です。
守秘義務がありますので、
外部に情報が漏れる事は
ありません。

久野敏浩税理士・ 社会保険労務士事務所

☎ 0562-36-0806 FAX:36-0807
〒478-0001 知多市八幡字平井1番地の7
Email: kuno@kuno-office.com
http://www.kuno-office.com/

名鉄常滑線
「寺本駅」徒歩5分





国民健康保険・福祉医療・年金

国民健康保険

☎ 保険医療課 ☎ 0562-36-2653 FAX 0562-32-1010

国民健康保険に加入するとき・やめるとき

知多市に住民票のある人で、

- 1 職場の健康保険に加入している人とその被扶養者
- 2 生活保護を受けている人
- 3 外国人登録をされていて、在留資格が3カ月未満の人

以外の人は、知多市の国民健康保険への加入が義務付けられています。

届出が必要なとき

届出は原則14日以内に行ってください。

●国民健康保険に加入するとき

こんなとき	届出に必要なもの
知多市に転入したとき	<input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカードなど(世帯主と加入者分)
職場の健康保険をやめたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 社会保険資格喪失証明書 <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカードなど(世帯主と加入者分)
子どもが生まれたとき	<input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカードなど(家族分)
生活保護を受けなくなったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 生活保護廃止決定通知書 <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカードなど

※保険証の受け取りには、マイナンバーカード等の写真付きの本人確認書類が必要となります。

□座振替による保険税の納付を希望の場合は、□座のわかるものと金融機関の登録印をお持ちください。

発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

エレベーター

怪我をしているときにも安心



車いすの方やキャリーバッグを持っている方など誰でも簡単に利用できます。

高さの違う記載台



車いすの方や身長の高低に合わせてそのまま気持ちよく使える記載台。

浮き出しているエレベーターのボタン



ひらく

点字がなくても触ると識別できる数字やマークが浮き出しているボタン。



●国民健康保険をやめるとき

こんなとき	届出に必要なもの
知多市から転出するとき	☑ 保険証 ☑ マイナンバーカードなど(世帯主と転出者分)
職場の健康保険に入ったとき	☑ 国保と社会保険の保険証 ☑ 振込先口座のわかるもの ☑ マイナンバーカードなど(世帯主と国民健康保険をやめる方分)
死亡したとき	☑ 保険証 ☑ マイナンバーカードなど(世帯主分) ☑ 葬祭を行った方の口座がわかるもの ☑ 葬祭礼状など葬祭を行った方であることがわかるもの
生活保護を受けるようになったとき	☑ 保険証 ☑ 生活保護開始決定通知書 ☑ マイナンバーカードなど(世帯主と国民健康保険をやめる方分)

●そのほか

こんなとき	届出に必要なもの
住所、氏名、世帯主などが変わったとき	☑ 保険証 ☑ マイナンバーカードなど(世帯主と加入者分)
保険証をなくしたり、汚して使えなくなったりしたとき	☑ 汚したときはその保険証 ☑ 身分証
修学のため市外で生活するとき	☑ 保険証 ☑ 在学証明書 ☑ マイナンバーカードなど(世帯主と対象者分)
代理の手続き	☑ 委任状 ☑ 身分証 ☑ マイナンバーカードなど(対象者分)

国民健康保険で受けられる給付

給付名	内容
療養の給付	病気やケガをしたとき、病院の窓口で保険証などを提示すれば、実際にかかった医療費の一部を支払うことで診療が受けられます。残りの費用については、加入者が負担する国民健康保険税などによって、国民健康保険から医療機関へ支払われます。 一部負担金の割合は次のとおりです。 国民健康保険加入者の一部負担金の割合 ◆小学校入学前 …………… 2割 ◆小学校入学後70歳未満 …………… 3割 ◆70歳～74歳(一定の障がいがある方は除く) …… 2割または3割
療養費	次のようなときで、いったん医療費の全額を支払った場合は、申請により一部負担金以外の部分が後日支給されます。 ①急病など、緊急そのほかやむを得ない理由で、保険証を持たずに診療を受けたとき ②医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代がかかったとき(医師の証明が必要) ③骨折やねんざなどで、柔道整復師の施術を受けたとき(医師の同意が必要な場合あり) ④はり・灸・マッサージなどの施術を受けたとき(医師の同意が必要) ⑤海外渡航中にお医者さんにかかったとき(治療目的で渡航した場合は対象外)
出産育児一時金	国民健康保険の加入者が出産したときに、出産育児一時金として50万円(産科医療補償制度対象外の出産は48.8万円)が支給されます。 ※ただし、他の健康保険からの給付が受けられる場合を除きます。 また、妊娠12週(85日)以降であれば、死産・流産であっても支給されます。
葬祭費	国民健康保険の加入者が亡くなったときに、葬祭を行った人に葬祭費として5万円が支給されます。
移送費	重病人の入院や転院などの移送に費用がかかったとき、申請により国民健康保険が必要と認めた場合に移送費が支給されます。

◆申請に必要なものは、市ホームページをご覧ください。保険医療課へお問い合わせください。

福祉医療

☎ 保険医療課 ☎ 0562-36-2654 FAX 0562-32-1010

福祉医療費助成制度の種類

※以下の人は、申請をすることで医療保険適用後の医療費について、自己負担分を支給します。
※65歳から74歳で後期高齢者医療制度の対象となる人は、後期高齢者医療に加入された方に限り助成制度の対象になります。

制度の名称	対象者
子ども医療	入院通院:中学卒業までの子ども 入院のみ:高校生等
障害者医療	身体障害者手帳1級～3級、4級(腎臓機能障害)、4級～6級(進行性筋萎縮症)所持者 療育手帳A、B判定所持者 自閉症状群と診断されている者
精神障害者医療	精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者 自立支援医療受給者証(精神通院)所持者(精神疾患に係る通院医療費に限る)
母子家庭等医療	ひとり親家庭などの親と扶養されている子や父母のない子など(高校卒業相当年齢まで) ※所得制限があります。
後期高齢者福祉医療	後期高齢者医療被保険者の中で障害者医療、精神障害者医療、母子家庭等医療に該当する者など

国民年金

☎ 保険医療課 ☎ 0562-36-2655 FAX 0562-32-1010

国民年金の資格

国民年金は日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての人被保険者です。

退職したなど、資格の異動があった場合は手続きが必要です。

第1号被保険者

農業・自営業・学生などの人(第2号・第3号被保険者に該当しない人)

保険料は各自で納めます。

該当したときは、住民票のある市区町村の国民年金窓口へ、届出をしてください。

第2号被保険者

民間会社員や公務員など厚生年金、共済の加入者

保険料は毎月の給料から天引きされます。

該当したときは、事業主が手続きをします。

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者で年収が130万円未満の人
保険料は配偶者(第2号被保険者)が加入している年金制度から支払われます。

該当したときは、配偶者(第2号被保険者)の勤務している事業主を通して届出をします。

また、配偶者(第2号被保険者)が離職または定年などにより資格を喪失した場合や、第3号被保険者自身が収入要件などを満たさなくなった場合等の理由により資格を喪失した場合は、第1号被保険者への種別変更の手続きが必要となりますので、住民票のある市区町村の国民年金窓口へ、届出をしてください。なお、配偶者(第2号被保険者)が65歳になると、第3号被保険者の資格を喪失するので、同様に手続きが必要です。

国民年金保険料の免除・猶予制度

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」があります。

また、学生の方は、本人の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される制度(学生納付特例)があります。

免除制度を利用することで将来の年金確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負った時の障害基礎年金の受給資格を確保できますので、住民票のある市区町村の国民年金窓口へ、届け出をしてください。



福祉(高齢者・障がい者)

後期高齢者医療

☎ 保険医療課 ☎ 0562-36-2654 FAX 0562-32-1010

後期高齢者医療制度

対象となる人

- (1) 75歳以上の人
- (2) 65歳から74歳の人で一定の障がい※のある人

※一定の障がいとは主に下記の手帳を持っている人です。

- ◆ 身体障がい者手帳…1級～3級
- ◆ 身体障がい者手帳…4級
(音声言語、下肢1・3・4号)
- ◆ 療育手帳…A判定
- ◆ 精神障がい者保健福祉手帳…1・2級

こんな時は届出してください

- ◆ 65歳以上で障がい者になったとき
 - ◆ 住所が変わったとき
 - ◆ 手帳を更新したとき、および手帳の等級や有効期間の変更があったとき
- ※委任状(代理の人が手続きする際は、委任状が必要です。)

一部負担金

後期高齢者医療被保険者は、世帯内の被保険者等の所得等に応じて、医療機関の窓口で1割、2割または3割の一部負担金を支払うこととなります。

保険料 ※2年ごとに見直し

保険料は被保険者個人ごとに計算され、全員に等しく負担していただく部分(均等割額)と、被保険者それぞれの所得に応じて負担していただく部分(所得割額)との合計額からなります。なお、保険料は2年ごとに愛知県後期高齢者医療広域連合において見直しがあり、均等割額、所得割率、限度額などが変更となる場合があります。

※年齢到達や市外からの転入などにより、年度途中で資格を取得した人については、年間保険料額からの月割り算定額となります。

介護

☎ 長寿課 ☎ 0562-36-2652 FAX 0562-32-1010

介護保険制度

介護保険制度は、知多北部広域連合が運営しています。40歳以上の皆さまが加入者(被

保険者)となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できる仕組みとなっています。

(以下は広告スペースです)



介護職員
募集中!

特別養護老人ホーム

知多 共愛の里



〒478-0014 知多市西翼が丘二丁目 20 番地 3
TEL. 0562-34-1133 <http://kyoaikai.org/chita/>



@chitakyoai



介護保険サービスを利用するには

介護保険サービスを利用するためには、「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。長寿課窓口で申請すると、訪問調査や審査を経て、介護や支援が必要な状態かどうか、また、どのくらいの介護や支援が必要かが決まります。介護認定までの流れは次のようになります。

1 要支援・要介護認定の申請

申請には介護保険被保険者証および健康保険被保険者証が必要です。申請は長寿課で受け付けしますが、高齢者相談支援センターや居宅介護支援事業所で代行申請してもらうこともできます。

2 訪問調査

介護認定調査員が自宅などを訪問し、心身の状況などについて本人や家族から聞き取り調査をします。

3 主治医の意見書

心身の状況について主治医が意見書を作成します。

4 一次判定

訪問調査の結果は、コンピュータ処理され、全国一律の基準による一次判定を実施します。

5 介護認定審査会(二次判定)

保健、医療および福祉の専門家で構成され、一次判定の結果と主治医意見書などの資料に基づき、介護の必要性について総合的に審査、判定を行います。

介護保険サービスの仕組み

介護保険サービスは、居宅介護支援事業所または高齢者相談支援センターの介護支援専門員(ケアマネジャー)が作成するケアプランに基づき利用します。サービスを利用の際の利用者負担は、収入や所得に応じて実際にかかる費用の1割、2割または3割負担です。

ただし、要介護度によって認定された限度額の範囲を超える場合は、超えた分が全額自己負担となります。

◆サービスの例

・通所介護(デイサービス)

通所介護施設で日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで行います。

・訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーなどが訪問し身の回りの援助を行います。

・住宅改修費支給

自宅の手すり取り付けや段差の解消など、自宅改修を1割、2割または3割負担で行えます。(改修費上限20万円)支給には事前申請が必要です。

・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

日常生活において常時介護が必要で自宅では介護が困難な方が入所します。

(以下は広告スペースです)

FELICE フェリーチェは”生き甲斐”と”ゆとり溢れる毎日”を叶えるサービスを提供

各ホーム

体験入居
随時実施!!

お気軽に
お問い合わせください



介護付有料老人ホーム
フェリーチェ
TEL:0562-54-0550
知多市岡田字大曾7番地の1



介護付き高齢者向け住宅
フェリーチェ知多
TEL:0562-38-6330
知多市八幡字向長曾98番地



サービス付き高齢者向け住宅
フェリーチェ知多
TEL:0562-38-6330
知多市八幡字向長曾98番地



小規模多機能ホーム
フェリーチェ
TEL:0562-38-6460
知多市八幡字向長曾98番地

ご入居・ご利用のご相談はこちらから



株式会社 SKY

0800-200-7670

フリーダイヤル (土日祝日も受付可能)

〒478-0021 知多市岡田字大曾7番地の1 TEL:0562-54-0550



Smile

“いい笑顔”が
“いい未来”を連れてくる

スタッフ募集中!!

https://www.felice-sky.co.jp/

高齢者の総合相談窓口 高齢者相談支援センター

市では高齢者の保健・福祉・介護などに関する総合相談窓口として、高齢者相談支援センターを設置しています。センターには主任介護支援専門員や社会福祉士、保健師などの専門職を配置し、高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように支援します。お気軽にご相談ください。

名称	住所	電話番号	担当区域
知多市高齢者相談支援センター (知多包括支援センター)	新知字永井2-1	☎ 0562-54-1211	市内全域

高齢者福祉サービス

☎ 長寿課 ☎ 0562-36-2652 FAX 0562-32-1010

高齢者在宅福祉サービス

サービスにより対象者や利用条件等が異なります。利用を検討される際は長寿課までお問い合わせください。

家族介護用品支給事業

要介護4以上に認定された方を在宅で介護する家族に、市内薬業組合加盟店で利用できる介護用品(紙オムツ、尿取りパッド、使い捨て手袋等)の購入券を交付します。(所得要件あり)

認知症高齢者等家族支援サービス

認知症高齢者のうち、行方不明のおそれのある高齢者を在宅で介護している家族に、位置検索のための携帯用専用端末(GPS)を貸与し、行方不明となった場合に、家族の要請により位置情報を提供します。

理髪サービス

要介護3以上の認定を受けている方に、市内組合加入理髪業者による自宅への出張理髪サービスの利用券を交付します。(所得要件あり)

寝具クリーニングサービス

要介護3以上の認定を受けている方に、寝具の水洗い、乾燥サービスを提供します。(所得要件あり)

食事サービス

ひとり暮らし高齢者または高齢者世帯で要支援・要介護認定を受けている方で、買物や調理が困難で継続的に安否確認を必要とする方に食事をお届けします。

福祉タクシー基本料金助成

満65歳以上で要支援・要介護の認定を受けている方に、タクシーの基本料金助成利用券を交付します。

リフト付きタクシー料金助成

要介護3以上の認定を受け、ねたきりまたは車椅子を必要とする方に対して、リフト付きタクシーの乗車料金助成利用券を交付します。

(以下は広告スペースです)

発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

感知式の水道蛇口



握力の弱いだけでなく、衛生面が気になる方も安心して利用できます。

ピクトグラム



図形で情報を伝えるので、言語に左右されず内容を認識できます。



ご自宅の介護おまかせください



訪問介護ヘルパーなら

つるかめ介護

TSURUKAME CARE



ホームヘルパー募集中!!

<https://tsurukame-kaigo.com/>

Tel:0562-77-4034

Fax:0562-77-0834

〒478-0052 知多市八幡新町1丁目6-10

やわたリンク合同会社 <http://hp.kaipoke.biz/d5y/>

住宅改修費助成

要支援・要介護の認定を受けている方の住宅改修をしようとする場合に、介護保険の住宅改修費支給制度(20万円)を利用した不足分を補う形で上乗せ支給します。(所得要件あり)

難聴高齢者補聴器購入費助成

聴力機能の低下により日常生活に支障がある方の生活の質の維持と社会参加の促進を図るために、補聴器本体の購入費を助成します。(所得要件あり)

福祉電話設置

現に電話を保有していないひとり暮らし高齢者などに、電話機を設置し、基本料金(回線使用料含む)および機器レンタル料等を支給します。(所得要件あり)

緊急通報装置設置

日常生活に不安のあるひとり暮らし高齢者などに、緊急通報装置を設置(電話機と接続)します。

安心ポット無料配布

ひとり暮らし高齢者などに、もしもの事態に備え、救急隊が自宅にかけつけた際に、主治医や服薬、緊急連絡先など、必要な情報を迅速に伝えるための救急医療情報キット(安心ポット)を配布します。

家具等転倒防止対策

地震災害時の備えとして、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等に対し、居室や寝室等の家具に転倒防止器具を取り付けて固定します。

(以下は広告スペースです)



訪問鍼灸マッサージ
KEIROW
知多ステーション

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の資格を持った施術師が、ご自宅や高齢者施設等にお伺いして、マッサージやはり・きゅうの施術を行います。健康保険取扱い(医師の同意が必要です。)

営業時間 9:00~18:00 定休日 土・日

0120-360-362
http://keirow-chita.com/
知多市にしの台二丁目1703番地



【対応エリア】知多市、常滑市、東海市、東浦町、阿久比町

発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましよう。

段差のないUDブロック



杖を持った方や車椅子・ベビーカーもスムーズな通行ができます。

路面誘導サイン



車いすの方や子どもの低い目線でも見やすいように歩道に設置。



障がい者福祉サービス

☎ 福祉課 ☎0562-36-2650 FAX0562-33-3556

サービスにより、対象者や利用条件、申請方法等が異なります。利用を検討される際は、福祉課までお問い合わせください。

身体障害者手帳

身体障害のある方に1～6級の手帳を交付します。

必要書類

身体障害者手帳交付申請書、指定医師が作成した診断書、写真、マイナンバー(個人番号)が記載されたもの

療育手帳

知的障がいのある方にA～C判定の手帳を交付します。なお、児童・障害者相談センターでの判定が必要です。

必要書類

療育手帳交付申請書、写真、マイナンバー(個人番号)が記載されたもの

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある方に1～3級の手帳を交付します。

必要書類

精神障害者保健福祉手帳交付申請書、診断書(障害年金を受給中の方は、年金証書と年金の振込通知書または直近の年金が振り込まれた貯金通帳の写しに代替可)、写真、マイナンバー(個人番号)が記載されたもの

自立支援医療(更生医療)

18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けた方(手帳の交付を受けていない方は、手帳の申請と同時に申請可)が、障がいの機能の回復を図るために必要となる医療(医療に要する費用)を給付(支給)します。原則1割負担です。

必要書類

自立支援医療(更生医療)給付申請書、自立支援医療(更生医療)要否判定意見書、健康保険証、特定疾病療養受療証(人工透析の場合)、マイナンバー(個人番号)が記載されたもの

自立支援医療(育成医療)

18歳未満の身体に障がいのある児童が、生活能力を得るために必要となる医療(医療に要する費用)を給付(支給)します。原則1割負担です。

必要書類

自立支援医療(育成医療)給付申請書、自立支援医療(育成医療)意見書、健康保険証、マイナンバー(個人番号)が記載されたもの

自立支援医療(精神通院医療)

精神の障がいがあって、病院または診療所へ入院しないで行われる精神障がいの医療を受ける方の治療費の自己負担が1割となります。

必要書類

自立支援医療(精神通院医療)給付申請書、診断書、健康保険証、マイナンバー(個人番号)が記載されたもの

障害福祉サービス等

身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方、難病と診断された方が、利用できます。詳細は、お問い合わせください。

居宅介護

利用者の自宅にホームヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事等の介護や、調理等の家事援助を行います。

短期入所

障がいのある方の介護等を行う家族が、病气、冠婚葬祭、旅行等により一時的に介護等ができないときに、施設に入所してサービスを利用できます。

共同生活援助

障がいのある方が世話人とともに、共同生活を営み、入浴、排泄、食事の介護あるいは相談や日常生活上の援助を受けます。

通所施設

自宅またはグループホームから施設に通い、生活訓練、介護等または就労に必要な訓練、作業等を行います。(18歳以上)

入所施設

施設で生活し、入浴、排泄、食事等の介護や、生活訓練等を受けます。(18歳以上)

移動支援

障がいのため1人では外出できない方の外出を手助けします。通院・通学・通所等には利用できません。

日中一時支援

障がいのある方が日中、一時的に施設等で過ごします。

緊急一時的宿泊

居宅での生活が困難となった障がいのある方に、緊急一時的に宿泊施設を提供します。

補装具費(購入・借受け・修理)の支給

身体障害者手帳の交付を受けた方、難病と診断された方に、身体機能の障がいを補い、日常生活を容易にするために、補聴器、義肢、装具、車いす等の器具の購入(借受け・修理)費を支給します。ただし、介護保険制度等による貸与等が受けられる場合は、介護保険制度等が優先します。

日常生活用具の給付

身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方、難病と診断された方に、自力での日常生活を送るために必要な生活用具を給付します。

福祉タクシー料金の助成

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が、外出に際してタクシーを利用する場合に、基本料金を助成します。

リフト付タクシー料金の助成

身体障害者手帳(1級、2級または下肢若しくは体幹機能障害3級)の交付を受けている方のうち、常時ねたきり、または車いすを利用している方が、外出に際してリフト付タクシーを利用する場合に料金の一部を助成します。ただし、福祉タクシー料金の助成とどちらか選択になります。

訪問入浴

肢体不自由1級または2級の身体障害者手帳の交付を受けた方で、移動入浴車以外の手段による入浴が困難な方に、週2回以内で入浴車を派遣します。介護保険法に規定する要介護認定または要支援認定を受けることができる方を除きます。

訪問理髪

身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方のうち、在宅で介護を受けており、かつ、常時ねたきり等の理由により自ら理髪店に出向くことが困難な方に、市内組合加入理髪業者による自宅への出張理髪サービスの利用券を交付します。(所得要件あり)

寝具クリーニング

下肢または体幹機能障害1級または2級の身体障害者手帳の交付を受けた方で、在宅で介護を受けており、かつ、常時ねたきり等の理由により定期的な寝具の洗濯を必要とする方に、寝具の水洗い、乾燥サービスを提供します。

食事サービス

障がい者や要介護高齢者で構成される世帯のうち、食事作りが困難な世帯に属する、身体障害者手帳1級または2級の方、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の方に、食事をお届けします。

手話通訳者、要約筆記者の派遣

聴覚等に障がいのある方、聴覚等に障がいのある方とコミュニケーションを図る必要のある方に対し、手話通訳者または要約筆記者を派遣します。

身体障害者用自動車改造費の助成

障がいのある方が、就労等のため、自動車を取得することが必要となった場合、その自動車の改造に必要な経費の一部を補助します。

身体障害者自動車運転免許取得費の助成

身体に障がいのある方が自動車教習所で技能を習得し、普通自動車運転免許を取得した場合に必要な経費の一部を助成します。

住宅改修費助成

身体に障がいのある方が居住する住宅の浴室、トイレ、玄関等の手すりの設置、段差の解消などの改修に要する費用を助成します。

2023年12月下旬公開

「わが街事典」電子ブックで 知多市の情報を持ち歩こう

いつでもどこでも知りたい情報を
「わが街事典」アプリでチェック

無料

閲覧に伴う通信料は
ご負担ください



スマートフォン



パソコン



タブレット



「MY本棚」機能で、 お手軽に情報をチェック!

一度読んだ電子ブックは「MY本棚」に保存
されますので、読みたくなったときはすぐに
読むことができます。

ダウンロード方法や
対応端末など
詳しくはこちら➡



iPadアプリ版

iPhoneアプリ版

Androidアプリ版

成人の健診・検診

☎ 知多市保健センター ☎0562-54-1300

全ての健診・検診は、知多市に住民登録がある人が対象(特定健診は、住所地特例の方も対象)です。対象、内容、自己負担金等については変更する場合があります。保健センターが会場となる健診・検診については、市広報・ホームページ等にて受付開始日、日程等を掲載しています。

	内容	対象者	検査項目	自己負担額	検(健)診会場・申込先
がん検診・骨粗鬆症 ※1	大腸がん(集団)	40歳以上	便潜血反応検査(2日法)	300円	保健センター
	大腸がん(個別)	40歳以上	便潜血反応検査(2日法)	400円	公立西知多総合病院 市内指定医療機関
	胃がん(集団)	40歳以上	胃部X線直接撮影 (造影剤を飲みます)	900円	保健センター
	胃がん(個別)	40歳以上	胃部X線直接撮影 (造影剤を飲みます)	2,600円	公立西知多総合病院
	子宮頸がん(集団)	20歳以上の女性	視診・子宮頸部細胞診検査	700円	保健センター
	子宮頸がん(個別)	20歳以上の女性	視診・子宮頸部細胞診検査	700円	公立西知多総合病院 市内指定医療機関
	乳がん(集団)	20歳以上の女性	X線検査 (マンモグラフィー)	900円	保健センター
	乳がん(集団)	原則20歳から39歳までの女性	超音波	900円	保健センター
	乳がん(個別)	20歳以上の女性	X線検査 (マンモグラフィー)	900円	公立西知多総合病院
	前立腺がん(集団)	50歳以上の男性	PSA測定法(血液検査)	300円	保健センター
	前立腺がん(個別)	50歳以上の男性	PSA測定法(血液検査)	500円	公立西知多総合病院 市内指定医療機関
	骨粗鬆症	50歳以上(直近の4年間に保健センターで受診した人は不可)	超音波検査	400円	保健センター

(以下は広告スペースです)



広見歯科口腔外科

THE HIROMI DENTAL & ORAL SURGERY



〒478-0027 愛知県知多市新広見186

0569-89-8888

電話で予約をお願いします

親知らず・歯の移植
顎関節症・歯性上顎洞炎
口内炎・口腔がん検診など
ご相談ください

旭東小学校すぐ東側





AM 9:00~ PM 15:00~
休診: 木曜・日曜
← ホームページに臨時休診情報を掲載しています
<http://www.hiromidental.com>

	内容	対象者	検査項目	自己負担額	検(健)診会場・申込先
その他の健診	特定健診(集団) ※2	知多市国民健康保険加入者で 40歳から74歳、または知多市 後期高齢者医療加入者	問診、胸部レントゲン撮 影、身長、体重、腹囲、血圧、 検尿、血液検査、心電図、 診察、眼底検査(指示され た方のみ)、肝炎ウイルス (40歳および希望者) ※市内指定医療機関では 胸部レントゲン撮影、眼 底検査、肝炎ウイルス検 査は受けられません	無料	保健センター ※申込不要
	特定健診(個別) ※2			無料	公立西知多総合病院
	特定健診(個別) ※2			無料	市内指定医療機関
	特定健診(巡回) ※2			無料	保健センター 市内公民館等 ※申込不要
	若年健康診査	20歳から39歳	問診、身長、体重、胸囲、血 圧、検尿、血液検査、心電 図、診察	500円	保健センター
	歯っする! 歯とお口の 機能健診	65歳以上	講話、口腔機能測定、歯牙・ 歯周疾患の健診、歯磨き指 導、歯科保健指導	無料	保健センター
	歯周疾患検診	25・30・35・40・45・50・55・ 60・65・70歳	歯牙・歯周疾患の健診、歯 科保健指導	無料	市内の指定歯科医療 機関

- ※1 ・75歳以上は無料
・市内指定医療機関等詳細についてはお問い合わせください。
- ※2 ・対象者には案内通知が送付されます。
・市内指定医療機関等詳細についてはお問い合わせください。

成人の予防接種

種類


麻しん風しん混合、高齢者用肺炎球菌、インフルエンザ(高齢者対象)、带状疱疹

その他

- ◆法改正等の都合により、種類や内容等が変更される場合があります。
- ◆接種方法、対象年齢など詳しくは市ホームページをご覧ください。

診療情報

緊急診療情報

病院名	連絡先	診療日時	
公立西知多総合病院	東海市中ノ池3丁目1-1 ☎ 0562-33-5500	平日 17:15~翌朝8:30 土日、祝日、年末年始(12/29~1/3) 8:30~翌朝8:30	
知多市休日診療所	新知字永井2-1 (知多市保健センター内) ☎ 0562-54-1300	日曜日、祝日、年末年始 8:30~11:30、13:00~15:30	

※上記で救急診療が利用できない場合は、愛知県救急医療情報センター(☎0562-33-1133、0569-28-1133)にて医療機関を検索



子育て・教育

妊娠・出産・乳幼児期の支援事業

☎ 健康推進課 ☎ 0562-54-1300 FAX 0562-55-3838

母子健康手帳交付

対象

知多市に住所を有している妊婦

日時

月～金曜日(祝日を除く) 8:30～17:00
※予約制

内容

母子健康手帳と妊産婦・乳児健康診査受診票綴りをお渡しします。

持ち物

妊娠届出書

場所

保健センター

妊婦健康診査

対象

知多市に住所を有している妊婦

持ち物

母子健康手帳、妊産婦・乳児健康診査受診票綴り

場所

愛知県内の医療機関(一部医療機関を除く)

その他

助産所または愛知県以外の医療機関にて健康診査を受診される場合は、別に払い戻しの手続きが必要です。

(以下は広告スペースです)

内科・外科を問わないこどもの総合診療

一般診療・予防接種・乳児健診・各種自費診療

こども、未来、つなご。

●隔離室あり ●床暖房あり

診療時間	月	火	水	木	金	土	日/祝
9:00～12:00	👶	👶	👶	👶	👶	👶	/
15:00～16:00	★	/	👶	👶	👶	/	/
16:00～18:00	👶	/	👶	👶	👶	/	/

👶: 一般外来 ★: 乳児健診 🐡: 予防接種 /: 休診

知多市大草字大瀬 117-1 新舞子駅から徒歩4分

小児科・小児外科

オーシャンキッズクリニック

Call.0569・89・0627

Web予約サイト モバイルサイト 公式LINEアカウント
ご相談受付中!

はぴママ教室

対象

知多市に住所を有している初妊婦とその配偶者

日時

市ホームページ等でご確認ください。
※予約制

内容

赤ちゃんの特徴等の講話や赤ちゃん人形の抱っこ体験、親子ひろばの見学、妊婦体験をします。

持ち物

母子健康手帳、筆記用具、飲み物(必要な方)

場所

各親子ひろば

パパママ教室

対象

知多市に住所を有している初妊婦とその配偶者

日時

市ホームページ等でご確認ください。
※予約制

内容

栄養と歯: 妊娠中の栄養(講話・試食)、妊娠中のお口の健康(講話・歯磨き指導)
沐浴: 赤ちゃんの沐浴(実習)
園児とのふれあい: 園児とのふれあい体験グループワーク

持ち物

母子健康手帳、筆記用具、飲み物(必要な方)

場所

保健センター、保育園

妊婦歯科健康診査

対象

知多市に住所を有している妊婦

持ち物

母子健康手帳、妊産婦・乳児健康診査受診票綴り、健康保険証

場所

市内指定歯科医療機関

不妊治療費の助成

対象

夫婦(事実婚関係含む)のいずれか一方または両方が、市内に住所を有しており、不妊治療を受けられた方。

補助金額

不妊治療に要した医療費のうち、健康保険適用分の自己負担額の2分の1の額が補助額となります。(1年度につき20万円を限度とする。)

補助期間

当該年度ごと(3月から翌年2月まで)
事業の詳細は市ホームページでご確認ください。

(以下は広告スペースです)

おひさま歯科[®] こども歯科

OHISAMA KODOMO DENTAL CLINIC

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
9:00~13:00	●	●	●	●	●	◎	—	—
14:30~18:00	●	●	●	●	●	—	—	—

休診日: 土曜午後、日曜、祝日 ◎ 土曜午前 8:30~12:30



- 平日午前 保育士による 託児(予約制)
- キッズルーム あり
- 駐車場40台 (第2Pあり)
- ベビーカーで入室できる

お電話でのご予約
お問い合わせ

0569-43-4618

受付時間 8:55~12:40/14:25~17:40
土曜日 8:25~12:10

〒478-0031 知多市旭6-43
詳細はホームページをご覧ください ▶
<https://www.ohisama-kids-dc.com/>



産婦・乳児健康診査(個別)

対象

知多市に住所を有している産婦および1歳1カ月未満の児

持ち物

母子健康手帳、妊産婦・乳児健康調査受診票
綴り

場所

愛知県内の医療機関(一部医療機関を除く)

その他

愛知県以外の医療機関にて健康診査を受診される場合は、別に払い戻しの手続きが必要です。

新生児聴覚検査

対象

知多市に住所を有している新生児(生後4週間まで)

※主治医の判断で生後4週間以内に実施できない場合、この限りではありません。

持ち物

母子健康手帳、妊産婦・乳児健康調査受診票
綴り

場所

愛知県内の医療機関(一部医療機関を除く)

その他

愛知県以外の医療機関にて検査を受けた場合は、別に払い戻しの手続きが必要です。

産後ケア事業

対象

産後1年を迎えるまでのお母さんとそのお子さん(施設により異なる)

内容

医療機関などで出産後のお母さんの体力の回復と育児についての不安解消のサポートをします。

その他

健康推進課へ事前に申請が必要です。詳しくは健康推進課まで

乳幼児健康診査(集団)

対象

知多市に住所を有している生後3カ月、1歳6カ月、3歳になった翌月の児と保護者
※個別通知あり

内容

問診、計測、医師の診察、歯科健診とフッ素塗布等

場所

保健センター

歯の健康教室・虫歯予防教室

対象

未就学児(歯の健康教室は2歳、2歳半を迎えた翌月の児が対象)

※個別通知あり、予約制

内容

歯科健診、フッ素塗布、歯みがき指導等

場所

保健センター

離乳食講習会

対象

〈前期〉生後5カ月頃のお子さんの保護者
〈後期〉生後7カ月頃のお子さんの保護者

日時

広報や市ホームページ等でご確認ください。
※予約制

持ち物

母子健康手帳

場所

保健センター

1歳児のすこやか教室

対象

1歳児とその保護者

日時

市ホームページ等でご確認ください。
※個別通知あり、予約制

内容

身体計測、生活、虫歯予防、食事に関する講話

場所

保健センター

育児相談

対象

就学前の乳幼児と保護者

日時

広報や市ホームページ等でご確認ください。
※予約優先

持ち物

母子健康手帳

場所

各親子ひろば

相談員

保健師、管理栄養士

産前・産後サポート相談

対象

妊婦と産婦および1歳までの子

日時

広報や市ホームページ等ご確認ください。
※予約優先

内容

助産師等が乳児の計測、妊娠や出産・産後に関わる事に対しての不安や悩みをお聞きします。

持ち物

母子健康手帳、タオル(計測希望者のみ)

場所

各親子ひろば

家庭訪問

対象

知多市に住所を有している方

内容

保健師や助産師、管理栄養士、歯科衛生士がご自宅に伺い、お母さんや子どもの健康、子育てについての心配ごとを一緒に考えます。

子どもの予防接種

子どもの予防接種には、予防接種法によって対象疾病、対象者および接種期間などが定められた定期的予防接種と、それ以外の任意の予防接種があります。

種類

B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、BCG、四種混合、麻しん風しん混合、水痘、二種混合、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス感染症、ロタウイルス





※その他、任意の予防接種について、費用の一部助成もあります。

その他

- ◆法改正等の都合により、種類や内容等が変更される場合があります。
- ◆日本脳炎は、対象年齢を超えていても特例の対象になる場合がありますので、希望する場合は健康推進課へご連絡ください。
- ◆受け方、対象年齢など詳しくは市ホームページでご確認ください。

妊娠期から乳幼児期までの母子保健カレンダー

☎健康推進課 ☎0562-54-1300 FAX 0562-55-3838

	手続きなど	健診など	教室・相談など	その他	
妊娠	<input checked="" type="checkbox"/> 妊娠届出書 	<input checked="" type="checkbox"/> 妊婦健康診査14回、子宮頸がん検診1回 (医療機関等:妊婦健康診査受診票) <input checked="" type="checkbox"/> 知多市妊婦歯科健康診査 (市内指定歯科医院:知多市妊婦歯科健康診査受診票1回)	<input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳の交付 <input checked="" type="checkbox"/> 産前産後サポート相談 <input checked="" type="checkbox"/> はぴママ教室 <input checked="" type="checkbox"/> パパママ教室 <input checked="" type="checkbox"/> 妊娠8カ月頃のアンケート・電話		
乳児期	出生	<input checked="" type="checkbox"/> 出生届(その子ども医療・児童手当など) <input checked="" type="checkbox"/> 出生報告書			 ファミリーサポートセンター事業 子育て支援センター 親子ひろば等 園庭解放
	7日頃		<input checked="" type="checkbox"/> 新生児聴覚検査1回 (生後7日頃)〈医療機関等〉		
	2週頃		<input checked="" type="checkbox"/> 産婦健康診査 第1回 (産後2週頃)〈医療機関等〉	<input checked="" type="checkbox"/> 産後ケア事業 <input checked="" type="checkbox"/> 赤ちゃん訪問 (助産師・保健師等が訪問します)	
	1カ月		<input checked="" type="checkbox"/> 産婦健康診査 第2回 (産後1カ月頃)〈医療機関等〉 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児健康診査 第1回 (生後1カ月頃)〈医療機関〉	<input checked="" type="checkbox"/> 産前産後サポート相談 <input checked="" type="checkbox"/> 育児相談 <input checked="" type="checkbox"/> 予防接種(2カ月～)	
	4カ月		<input checked="" type="checkbox"/> 3～4カ月児健診★ 〈保健センター〉		
				<input checked="" type="checkbox"/> 離乳食講習会(前期)	
	6カ月		<input checked="" type="checkbox"/> 乳児健康診査 第2回 (生後6～10カ月頃)〈医療機関〉		
				<input checked="" type="checkbox"/> 離乳食講習会(後期)	
	10カ月				
幼児期	1歳		<input checked="" type="checkbox"/> 1歳のすこやか教室★ (1歳1カ月頃)		
			<input checked="" type="checkbox"/> 1歳6カ月児健康診査★ (内科・歯科)〈保健センター〉		
	2歳		<input checked="" type="checkbox"/> 歯の健康教室(2歳)★ 〈保健センター〉 <input checked="" type="checkbox"/> 歯の健康教室(2歳6カ月)★ 〈保健センター〉	<div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 電話・面接相談 随時 </div> <p>保健師・歯科衛生士・管理栄養士・助産師が随時相談に応じます。お気軽にご相談ください。</p> </div>	
3歳		<input checked="" type="checkbox"/> 3歳児健康診査★ (内科・歯科)〈保健センター〉			

★印は保健センターからご案内を送付します。

児童手当

問 子ども若者支援課 ☎0562-36-2656

対象 市内在住で、中学校修了までの子どもを養育している方

支給額

子どもの年齢	子ども1人あたりの月額
3歳未満	15,000円(一律)
3歳～小学生	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円(一律)

※前年所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の方は、特例給付として子ども1人あたり月額5,000円(一律)を給付します。
 ※所得上限限度額以上の方は受給資格が喪失します。

支給月 6月、10月、2月(原則10日に振込み)

- ◆原則として、申請のあった翌月分から支給または増額されます。
 - ◆所得の限度額など、詳しくは市ホームページに掲載しています。
- ※R6. 4月以降制度改正に伴う内容の変更が生じる場合があります。

保育園・認定こども園・幼稚園

問 幼児保育課 ☎0562-36-2659

認定について

保育園・認定こども園・幼稚園等の施設の利用を希望する場合は、知多市からの認定を受ける必要があります。

	満3歳以上	満3歳未満
「保育を必要とする事由」に該当する	2号認定	3号認定
「保育を必要とする事由」に該当しない	1号認定	—

保育を必要とする事由

- ①就労(月64時間以上。家事は除く)
- ②妊娠、出産(出産予定月の2カ月前から出産月の2カ月後の月末まで)
- ③保護者の疾病、障害
- ④同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動(起業準備を含む。保育期間は最長3カ月)
- ⑦就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- ⑧虐待やDVのおそれ
- ⑨その他、上記に類する状態として知多市が認める場合

(以下は広告スペースです)



きょうの「できない」を
きょうの「できた!」に

FOR THE CHILDREN'S FUTURE.
すべては子どもたちの健やかな未来のために。

お気軽にお問い合わせください

見学・無料体験受付中!



macaron
児童発達支援・放課後等デイサービス



マカロンでは一人ひとりに合わせた支援で、自信を育み、笑顔を創りだします。

詳細はコチラ <https://macaron.leavanest.co.jp/>

macaron_nishinodai
Instagram更新中!!



マカロンにしのだい

TEL:0562-56-2525
FAX:0562-56-2575
知多市にしのだ二丁目2703番地



macaron.asakura
Instagram更新中!!



マカロン朝倉

TEL:0562-38-6379
FAX:0562-38-6399
知多市新知字東屋敷106番地



子育て・教育

保育園・小規模保育事業所・認定こども園(2号認定または3号認定)への入園について

保育所等に入園できるのは、知多市に住所を有する方で、2号認定または3号認定を受ける場合です。

一斉入所(前年度10月頃に申込み)

詳しくは広報ちたままたは市ホームページの一斉入所の記事をご覧ください。

随時入所(入所希望月前月の1~10日に申込み)

空き状況は市ホームページをご覧ください。

幼稚園・認定こども園(1号認定)への入園について

幼稚園・認定こども園に入園できるのは、1号認定を受ける場合です。なお、梅が丘幼稚園は知多市に住所を有する方が対象です。

入園手続きは各園に直接お問い合わせください。

保育園・認定こども園・幼稚園一覧

公立/私立	施設種別	施設名	所在地	電話番号
公立	保育園	寺本保育園	寺本新町2丁目228	☎ 0562-33-0055
		八幡保育園	八幡字平井8	☎ 0562-32-0132
		佐布里保育園	佐布里字筒井21	☎ 0562-55-3996
		新田保育園	原2丁目2-9	☎ 0562-34-3050
		つつじが丘保育園	つつじが丘3丁目3	☎ 0562-55-3029
		新知保育園	新知字東新生60	☎ 0562-55-2718
		岡田西保育園	岡田緑が丘21-1	☎ 0562-55-0934
		日長保育園	日長字城見坂78	☎ 0569-42-4118
		日長台保育園	旭桃台503	☎ 0562-55-7418
		新舞子保育園	新舞子字大口55	☎ 0569-42-0848
		南粕谷保育園	南粕谷本町3丁目88	☎ 0569-43-3628
	幼稚園	梅が丘幼稚園	梅が丘1丁目89-1	☎ 0562-55-4002
私立	保育園	朝倉保育園	朝倉町18	☎ 0562-33-0988
		ゆめ保育園	つつじが丘1丁目13	☎ 0562-55-7800
		SORA保育園	新知字二股23	☎ 0562-56-3611
		マ・メール知多保育園	八幡字池下28-1	☎ 0562-34-9728
	小規模保育事業所	ひだまりの家	岡田字久平17-1	☎ 0562-77-0707
		さざなみの家	金沢字丸池3	☎ 0569-89-7320
		知多朝倉駅ぽっぽ園	緑町25-8	☎ 0562-57-1239
	認定こども園	明愛幼稚園	八幡字西水代125-1	☎ 0562-32-2804
		知多クロスこども園	八幡字笹廻間43-1	☎ 0562-35-0650

(以下は広告スペースです)

小規模保育園

ひだまりの家

TEL:0562-77-0707

知多市岡田字久平17-1

小規模保育園

さざなみの家

TEL:0569-89-7320

知多市金沢字丸池3

多機能型
児童発達支援事業所

そよかぜ

TEL:0569-89-7340

知多市金沢字丸池3



特定非営利活動法人
子育て支援を考える会
Tokotoko

対象年齢 0歳児(6名) 1~2歳児(12名) 一時保育(5名) 満1歳以上

保育時間 平日 7:00~18:00 (短時間 8:00~16:00)
(早朝保育 7:00~、延長保育 ~19:00まで、土曜保育 ~16:00まで)

対象年齢 未就学児(10名)
※知多市内に在住する情緒・発達障がい児など(発達に気になる段階も含む)

月曜日~金曜日/9:00~16:00
※利用形態や利用日・時間はオリエンテーション時に決定します。

そよかぜを利用されるには「受給者証」が必要です。

NPO法人 子育て支援を考える会 Tokotoko ☒ npotokotoko@yahoo.co.jp http://www.hoiku.npotokotoko.net/ 詳細はこちらHPをごらんください↑

公立／私立	施設種別	施設名	所在地	電話番号
私立	幼稚園	まさ美幼稚園	つつじが丘4丁目15	☎ 0562-55-3568
		長浦聖母幼稚園	長浦3丁目29	☎ 0562-55-2126
		まさみが丘幼稚園	旭南5丁目122	☎ 0569-43-2201

小・中学校

☎ 学校教育課 ☎ 0562-36-2681 FAX 0562-33-7287

学校一覧(知多市)

学校名	郵便番号	所在地	電話番号
八幡小学校	478-0001	八幡字里之前84	☎ 0562-32-0079
新知小学校	478-0017	新知字廻間1	☎ 0562-55-3126
佐布里小学校	478-0015	佐布里字五明26	☎ 0562-55-3139
新田小学校	478-0001	八幡字鍋山65	☎ 0562-34-8009
岡田小学校	478-0021	岡田字段戸坊1	☎ 0562-55-3642
旭北小学校	478-0041	日長字白山50	☎ 0562-55-1444
旭南小学校	478-0032	金沢字向山1	☎ 0569-42-0406
つつじが丘小学校	478-0054	つつじが丘4-26	☎ 0562-55-1331
南粕谷小学校	478-0025	南粕谷本町3-77	☎ 0569-43-3630
旭東小学校	478-0022	大興寺字広目10	☎ 0569-43-5715
八幡中学校	478-0001	八幡字左り脇135	☎ 0562-33-1323
知多中学校	478-0041	日長字原山160	☎ 0562-55-3449
旭南中学校	478-0032	金沢字中向山132	☎ 0569-43-4121
東部中学校	478-0001	八幡字池下77	☎ 0562-34-3770
中部中学校	478-0065	新知東町3-28-1	☎ 0562-55-3900

放課後児童クラブ関連

☎ 子ども若者支援課 ☎ 0562-36-2656 FAX 0562-33-8844

公設児童クラブ

◆ 平日の放課後や土曜日長期休業日などの昼間に、児童の遊びや生活の場となる安全・安心な居場所を提供します。

対象 市内の小学校に就学し、保護者、同居の祖父母等が、就労等の理由により昼間育成できない児童

開所日 原則として、日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く毎日

開所時間

通常	月～金	放課後～19:00
学校休業日 (土曜日・長期休業日)	月～金 土	7:30～19:00

費用など(夏休み限定入所を除く)

育成料	7,500円/月(7・8月以外の月) 9,000円/7月 12,000円/8月※各種減免あり
損害保険料 (傷害・賠償責任)	800円/年

夏休み限定入所

夏休み期間のみの入所の受入れを行います。市内の小学校に就学し、就労等の理由により保護者等が昼間育成できない児童が対象です。

期間 1学期の終業式の翌日から2学期の始業式の前日まで
※日曜・祝日を除く

時間 7:30～19:00

費用など(夏休み限定入所)

育成料	17,000/人
損害保険料(傷害・賠償責任)	800円/年

◆ 詳しくは子ども若者支援課までお問い合わせください。

公設児童クラブ一覧

小学校区	所在地	電話
岡田	岡田字段戸坊1 (岡田小学校内)	☎ 0562-77-4241
旭北	日長字白山50 (旭北小学校内)	☎ 0562-77-4836
旭南	金沢字向山1 (旭南小学校内)	☎ 0569-77-2899
旭東	大興寺字広目10 (旭東小学校内)	☎ 0562-51-8052
佐布里	佐布里字五明26 (佐布里小学校内)	☎ 0562-77-0110
新田	八幡鍋山65 (新田小学校内)	☎ 0562-77-3730
八幡	八幡字里之前84 (八幡小学校内)	☎ 0562-77-0751
つつじが丘	つつじが丘4丁目26 (つつじが丘小学校内)	☎ 0562-56-0693
南粕谷	南粕谷本町3丁目77 (南粕谷小学校内)	☎ 0569-77-0633
新知	新知字廻間1 (新知小学校内)	☎ 0562-51-8252

民設児童クラブ

クラブ名	所在地	電話
NPO法人学童保育 ぼうけんクラブ	新知字南惣作50-1	☎ 080-3677-3303
NPO法人学童保育 くれよんクラブ	八幡字東大平地 16-3	☎ 080-6913-5504

放課後子ども教室

◆地域の人々の参加・協力を得て、昔の遊び・工作・レクスポーツなどの体験活動や地域交流活動を行います。

登録料 3,000円/学期

開催日 月～金(原則、学校給食のある日)
※土・日・祝日、春・夏・冬休みなど学校休業日を除きます。

利用時間 放課後～17:00

指導員 コーディネーター、子ども教室指導員、サポートスタッフ

放課後子ども教室一覧

小学校区	電話
岡田	☎ 090-1270-5547
旭北	(現在休止中)
旭南	☎ 090-1270-5741
旭東	☎ 090-1270-5683
佐布里	☎ 080-6976-4382
新田	☎ 080-6987-7175
八幡	☎ 080-6979-7759
つつじが丘	☎ 0562-77-5212
南粕谷	☎ 080-6979-7758
新知	☎ 080-6987-4143

困ったときに預けたい

子育てショートステイ

問 子ども若者支援課

保護者が、病気や育児疲れ等で子どもの養育ができなくなった時に、一時的に児童福祉施設へお子さんを預けることができる制度です。

対象 市内に在住する18歳未満の子どもとその保護者など

利用期間 原則7日以内

◆事前に相談が必要です。詳しくは子ども若者支援課までお問い合わせください。

利用手数料(1人1日)

世帯区分	年齢	手数料
生活保護世帯		0円
市民税非課税世帯	2歳児未満 慢性疾患児	1,100円
	2歳児以上	1,000円
	緊急一時保護の母親等	300円
上記以外の世帯	2歳児未満 慢性疾患児	4,315円
	2歳児以上	2,360円
	緊急一時保護の母親等	600円

病児・病後児保育

問 子ども若者支援課

●公立西知多総合病院 院内保育所「さくらんぼハウス」
東海市中ノ池3丁目1-1(病院敷地内) ☎・FAX 0562-39-3230

知多市では、東海市・西知多医療厚生組合と共同で、お子さんの病気が、当面症状の急変は認められず、家庭での保育や集団保育ができない場合、お子さんをお預かりしています。

利用登録 利用にはあらかじめ市役所での利用登録申請(無料)が必要です。

対象年齢 生後6カ月から小学校3年生まで

定員 最大3名/日

利用の条件(次のすべてに該当する場合に利用できます)

- ①生後6カ月から小学校3年生までの病児・病後児で、保護者の就労等で、家庭での保育ができない児童
- ②当面症状の急変は認められず、集団保育ができない場合で、保育室の利用が可能であると医師が認める児童
- ③利用当日の体温が、38.5℃を超えていない児童
- ④インフルエンザと診断された場合は診断後48時間を経過している児童

時間 月曜日から土曜日まで(祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く)の8:00～19:00
※原則連続7日以内

料金 3,000円/日

◆詳しくは、子ども若者支援課へお問い合わせください。

子育て総合支援センター(ぽぽらす)

☎ 子育て総合支援センター ☎0562-54-1200 FAX 0562-55-0052

子育て家庭を総合的に支援していく施設です。親子の愛着形成や子どもの発達などを支援する事業を行うほか、ファミリー・サポート・センター事業も行っています。また市民委託の親子ひろばを、乳児から就園前のお子さんとその保護者の方・これから親になる方・妊産婦の方を対象に開催しています。

開館日 月曜日～金曜日

開館時間 9:00～17:00

* 知多親子ひろばの開催時間は10:00～15:00です。

休館日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始

子育て支援事業

「親子ひろば」(市民委託子育て広場)

就園前の親子が気軽に利用できるひろばを開催しています。

開催日 月曜日～金曜日 10:00～15:00

親子ひろばは、各地域で開催しています。

* 詳細は「子育てきらきら通信」をご覧ください。サロン・講座も同時開催。「赤ちゃんサロン」「はじめてママのお話し会」「ウイズ講座」など

赤ちゃん教室「ねんね」

保護者と赤ちゃんとでふれあい遊びをしたり、保護者同士で情報交換をします。

3～4カ月児 毎週火曜日 13:30～14:30

5～6カ月児 第2・4木曜日 13:30～14:30

家庭児童相談事業

子ども・家庭相談

◆ 電話相談「ホットライン」☎0562-54-1200

月曜日～金曜日9:00～16:00

担当:家庭児童相談員・保育士

◆ 面接・訪問

月曜日～金曜日 予約制

担当:家庭児童相談員・臨床心理士・保育士

◆ 利用者支援(電話・面接)

担当:子育てコーディネーター

親子教室

親子の愛着関係が深まる遊びを学びます。

- ◆ 親子教室① 対象:2カ月～5カ月
- ◆ 親子教室② 対象:6カ月～12カ月
- ◆ 親子教室③ 対象:1歳～2歳未満
- ◆ 親子教室④ 対象:2歳～3歳未満
- ◆ 親子教室⑤ 対象:就園前の2歳児

フォローアップ親子教室

「ぱんだ教室」子どもへの関わりに悩む親子が、遊びを通して人と関わる楽しさや親子の愛着を深める関わりを学びます。

「こあら教室」発達に心配がある子どもを親が理解できるようにし、関わりを学び親子の愛着を深めます。

ファミリー・サポート・センター事業(ファミサポ)

☎ 子育て総合支援センター内 ☎0562-55-0051

育児の「手助けをしてほしい人」(依頼会員)と「手助けをしたい人」(援助会員)が会員となり子育ての援助をする事業です。(有料)

会員登録制で、会員同士の仲介はアドバイザーが行います。

- ◆ 依頼会員
市内に在住または在勤、在学で育児の手助けを依頼したい方
- ◆ 援助会員
20歳以上で心身共に健康な方で育児の手助けをしたい方
- ◆ 両方会員
手助けの依頼をしたい・他の方の手助けもしたい。その両方を希望する方。

受付時間

月曜日～金曜日 9:00～18:00

土曜日・日曜日・祝日・年末年始はお休みです。

ひとり親家庭の支援

☎ 子ども若者支援課 ☎0562-36-2656

児童扶養手当

対象 配偶者がいない、もしくは配偶者に重度の障がいがあり、子どもを育てている方。年金受給者は年金と児童扶養手当額を比較して、年金が下回る場合は、その差額が支給されます。

支給額 約1万円～4万円/月
受給者と同居親族に所得制限があり、支給額は受給者の前年所得および子どもの数などによって決められます。

支給期間 子どもが18歳になった年度末まで（一定の基準以上の障がい児は20歳になる月まで）

支給月 奇数月（原則11日の振込み）

- ◆申請前に面談が必要です。
- ◆所得制限があります。

県遺児手当

◆児童扶養手当と概ね同一の基準で、愛知県から支給されます。ただし、年金受給者には支給されません。

支給額 子ども1人につき4,350円/月（4・5年目は半額、6年目以降はなし）

支給期間 5年間または子どもが18歳になった年度末まで

支給月 奇数月（原則25日の振込み）

- ◆所得制限があります。

市遺児手当

◆児童扶養手当を受給している方に、市から支給されます。

支給額 子ども1人につき80,000円を一度限り支給

ひとり親家庭の自立支援相談

◆子育て・生活支援、母子・父子・寡婦家庭の就労支援、福祉資金の貸付、離婚前の相談などに応じます。

時間 平日9:00～12:00、13:00～16:30

申込み 予約優先

ひとり親家庭等日常生活支援事業（ホームヘルパー派遣）

◆ひとり親家庭となり日常生活に支障が生じている場合や、病気などで一時的に生活援助のサービスが必要な場合に、ホームヘルパーを派遣してひとり親家庭の生活の安定を図るための事業です。

対象 ひとり親家庭で20歳未満の子どもを育てている方、または寡婦の方

利用できる場合

- ①ひとり親家庭となって6カ月以内であり生活環境の急変により、日常生活に支障が生じている場合
- ②自立促進に必要な場合（技能習得のための通学、就職活動など）
- ③社会的な理由（一時的な傷病、冠婚葬祭、学校行事など）

サービス内容 子どもの保育、食事の世話、住居等の清掃、その他日常生活を営むために必要な用務

申込み 事前に登録が必要です。派遣日・派遣時間・サービスの内容などは、あらかじめ本人とヘルパーが相談して決めます。

- ◆所得に応じて利用料金がかかります。
- ◆派遣時間等に一定の制限があります。

ひとり親家庭等自立支援給付金制度

◆就職に役立つ技能や資格の取得のため各種講座を受講したり、各種学校等に修学したりするときに受講料や生活費の一部を補助して経済的自立の手助けを行う制度です。
※給付を受けるには、事前に相談が必要です。

対象 ひとり親で児童扶養手当の支給を受けているまたは同様の所得水準の方

給付金の種類と対象資格

◆教育訓練給付金

対象資格 介護職員初任者研修・簿記検定・情報関連(パソコン等)・医療事務など
※厚生労働大臣の指定を受けた講座等のみ対象

◆高等職業訓練促進給付金

対象資格 看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師・ほか市長が必要と認める資格

◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

◆高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講する場合に、受講料等の一部を補助する事業です。

対象 児童扶養手当の支給を受けているまたは同様の所得水準のひとり親および20歳未満の児童で、高等学校を卒業していない(中退を含む)方

対象講座 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む)
※高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は対象外です。

◆受講開始前に相談が必要です。

障がいのあるお子さんのために

◆児童発達支援(障害児通所支援)受給者証の交付

問 子ども若者支援課

利用できるサービス

- ◆**児童発達支援**: 未就学児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識、技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
- ◆**放課後等デイサービス**: 就学児を対象に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の支援を行います。
- ◆**保育所等訪問支援**: 保育園等に通う児童を対象に、集団生活への適応のための支援を行います。
- ◆**居宅訪問型児童発達支援**: 重度の障がいの状態にある児童を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行います。

利用者負担 原則1割負担。ただし、所得に応じた月額負担上限額があります。また、施設での食費等は別途必要です。

◆障がい児相談支援

問 相談支援事業所さんぽ(保健センター内) ☎0562-54-4502

◆児童発達支援や障がい福祉サービスの支給決定に必要な利用計画を作成するほか、障がいや発達に心配のある児童の生活上の相談に応じます。

対象 18歳未満の児童の保護者で、児童発達支援や障がい福祉サービスの受給者証の交付申請をされる方など

利用者負担 無料

◆特別児童扶養手当

問 子ども若者支援課

内容 障がいのある20歳未満の子どもを育てている方に国から支給されます。

対象 IQ50以下程度、身体障害者手帳1～3級程度の障がいまたは病状のある20歳未満の子どもを育てている方

支給額 1級(IQ35以下程度または身体障害者手帳1～2級程度の障がいのある児童)…*約5万円/月
2級(IQ50以下程度または身体障害者手帳3級程度の障がいのある児童)…*約3万5千円/月
※毎年支給額の見直しがあります。

支給月 4月、8月、11月

◆所得制限があります。

◆障害者医療

問 保険医療課

内容 県内の医療機関で受診するときに、窓口で健康保険被保険者証と障害者医療費受給者証を提示することで、保険診療に係る医療費の窓口負担を助成します。

対 象

- ①身体障害者手帳1～3級、4級(腎臓機能障害)、4～6級(進行性筋萎縮症)をお持ちの方
 - ②療育手帳A・B判定をお持ちの方
 - ③自閉症状群と診断されている方
- ※乳幼児は子ども医療が優先となります。

自立支援医療(育成医療)給付

問 福祉課

内 容 身体に障がいのある児童が、生活能力を得るために必要となる医療(医療に要する費用)を給付(支給)します。

対 象 18歳未満の身体に障がいのある児童

利用者負担 原則1割負担※所得制限があります。

補装具費(購入・借受け・修理)・日常生活用具給付費の支給

問 福祉課

◆身体機能の障がいを補うための補聴器や義肢などの購入(借受け・修理)費用のほか、日常生活を容易にするための日常生活用具の購入費用を給付します。

対 象 身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方、または難病患者の方で、各種目の要件に該当する方

利用者負担 原則1割負担。ただし所得により対象とならない場合があります。

◆申請は必ず用具の購入前に行ってください。購入後の給付はできません。医師の意見書、見積書等申請に必要な書類がありますので、ご相談ください。

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付費の支給

問 子ども若者支援課

◆小児慢性特定疾病児童の生活に必要な日常生活用具の購入費用の一部を給付します。

対 象 市内在住の小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けた方で、他の法律の支給対象にならない方であり、日常生活用具が必要であると医師の診断を受けた方

◆申請は必ず用具の購入前に行ってください。購入後の給付はできません。

◆用具の種類など、詳しくはお問い合わせください。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成

問 子ども若者支援課

◆身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児を対象として、児童の発達を支援するために、補聴器の購入・修理費用の一部を助成します。

対 象 市内在住の18歳未満の方で、身体障害者手帳交付対象外の方であり、補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると医師の診断を受けた方

※その他、所得制限等の条件があります。

◆申請は必ず補聴器の購入・修理前に行ってください。

◆助成の対象となる補聴器の種類など、詳しくはお問い合わせください。

児童センター(ふれあいプラザ内)

問 新知東町2丁目7-2 ☎0562-54-1535 FAX 0562-56-2911

0歳から18歳までの子どもたちが遊ぶことのできる施設です。(乳幼児は保護者同伴です)

乳幼児の親子が安心して過ごせる児童図書室や、バドミントン・卓球・ボール遊びなど軽いスポーツができる遊戯室などがあります。

開館時間 9:00～18:00

休 館 日 月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始

主な事業 学齢期親子講座／パパとチャレンジ／ゆうゆう(子どもボランティア)／たなばたコーナー／移動児童センター／クリスマス会／赤ちゃんと小学生のふれあい体験／親になる講座(中学生)など

※上記の事業はすべて事前申込みが必要です。児童センターへお問い合わせください!

※利用時間については一部変更となる場合があります。児童センターにお問い合わせください。

母子家庭等医療費助成制度

☎ 0562-36-2654 FAX 0562-32-1010

対象

◆母子および父子家庭のうち、18歳以下の児童のいる家庭の父母および児童

◆父母のいない18歳以下の児童

※18歳以下とは、満18歳に到達する年度の末日までのことです。

※所得制限があります。

虐待相談

☎ 0562-36-2657 FAX 0562-33-8844

事業名	内容	曜日・時間	備考	担当
虐待相談 ☎ 0562-36-2657 (直通)	児童虐待は子どもに対する重大な人権侵害です。もしかして虐待では？という不安を感じたら、ご相談ください。	随時	匿名の相談も可能です。	子ども若者支援課職員 虐待対応専門員
ひとり親家庭の自立支援相談 ☎ 0562-36-2656 (直通)	子育て・生活支援、母子・父子・寡婦家庭の福祉資金の貸付、離婚前の相談や自立支援給付金制度(資格や技能取得のための受講料などを補助する制度)の利用などを行っています。	毎週(月)～(金) 9:00～12:00、 13:00～16:30	予約優先	母子父子自立支援員

就学援助制度

☎ 0562-36-2681 FAX 0562-33-7287

教育の機会均等を実現し、義務教育を円滑に実施するため、経済的な理由で就学費用の支出が困難な方に対し、学校でかかる費用の一部を市が援助費として支給する制度があります。

対象

次のいずれかに該当し、教育委員会が援助を必要と認定する人。詳しくはお問い合わせください。

- ◆生活保護が停止または廃止された人
- ◆市民税が非課税または減免された人
- ◆個人事業税または固定資産税が減免された人
- ◆国民年金の掛金が減免された人
- ◆国民健康保険税が減免または徴収が猶予された人
- ◆児童扶養手当が支給された人
- ◆生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けた人
- ◆その他経済的に困っている人(所得基準あり)

支給金額

◆学用品費(1年生の場合・年3回に分けて給付)

小学生 13,230円 中学生 25,040円

◆修学旅行費(修学旅行実施後。上限額)

小学生 25,000円 中学生 60,910円

◆新入学学用品費(入学時のみ支給)

小学生 54,060円 中学生 63,000円

◆給食費 免除

※金額については、R5.4.1時点



ごみ・資源・上下水道

ごみ収集・資源回収

☎ 0562-55-0300 FAX 0562-55-0771

ごみの出し方

- ◆ごみは、決められた収集日に決められた収集場所に出してください。
- ◆ごみは、きちんと分別し、収集日当日の8:00までにしてください。
- ◆ごみ袋の口は、しっかりとしばってください。
- ◆カラス除けネットが設置してある収集場所では、必ずネットをかけてください。
- ◆生ごみは、しっかりと水切りをして出してください。
- ◆事業系のごみは、出さないでください。

●収集日一覧

市内北部 地域 大字名	八幡(八幡台・北巽が丘含む)、清水が丘、八幡新町、寺本台、寺本新町、平野、柳花、伊賀坂、阿原、つつじが丘、原、巽が丘、南巽が丘、西巽が丘、東七曲、佐布里、佐布里台、にしの台
可燃物	毎週 月・木曜日
不燃物	毎月 第1・第3 水曜日(第5水曜日は収集しません)
市内南部 地域 大字名	梅が丘、朝倉町、緑町、新知、新知台、新知東町、新知西町、岡田、南谷、吹込、上り戸、岡田美里町、岡田緑が丘、長浦、日長、日長東田、旭、新舞子、新舞子東町、日長台、旭桃台、大興寺、新広見、中原、大僧、大草、金沢、神田、旭南、南粕谷新海、南粕谷本町、南粕谷東坂、南粕谷
可燃物	毎週 火・金曜日
不燃物	毎月 第2・第4 水曜日

(以下は広告スペースです)

●注意事項

- ◆元日を除き、祝日が収集日と重なる場合も、収集は通常どおり実施します。
- ◆地区境の収集場所は、収集日が表と違っている場合がありますので、収集場所の看板で確認してください。
- ◆年末年始の収集日は、「広報ちた」などでお知らせします。

▶カラスよけネットの貸出し

カラスなどによるごみの散乱の被害を減らすため、地区の役員の方や収集場所を利用している方々などに無料でカラスよけネットを貸し出しています。

●手続き

貸出しを希望される方は、具体的にごみ収集場所の位置をご確認の上(収集場所の看板に書いてある管理番号をお伝えいただいても構いません。)、ごみ対策課(リサイクルプラザ内)へお越しください。

会社やご自宅の鉄・非鉄金属 持ち込み・出張で買い取ります!
をはじめ建設機械・農機具など

リサイクル資源 高価現金買取

見積無料

見積り、作業内容、日程など事前の打合せをお勧め致します。

出張買取・引き取りもお任せ下さい!!

お客様による直接のお持ち込みもOK!!

不動産・不用品(金属類)などの撤去、解体、回収、運搬から工場・倉庫・店舗の片付け、遺品整理まで

買取り品目 (一例です。この他にも回収できる物もございます。)

- 鉄・非鉄金属 ●雑線 ●アルミ ●ステン ●銅
- 真鍮 ●タイヤ(アルミ付き) ●バッテリー
- 農機具 ●重機 ●バイク ●その他

株式会社 龍昇産業

☎(0562)56-1188

営業時間 8:00~18:00 定休日 年中無休

〒478-0041 知多市日長字赤坂55-1(長浦I.C. ファミリーマート斜め向かい) 古物商許可番号 第101300000698号

資源の出し方

市では、資源の有効利用とごみの減量を目的とした資源回収を行っています。
※資源の出し方が変更となる場合は広報ちたなどでお知らせします。

①地域回収

- ◆毎月1回の決められた日に、地域の資源回収ステーションに持っていく方法です。
- ◆7:30~8:30の1時間以内に、地区の資源回収ステーションに出してください。なお、受け入れ開始時間は地区により異なる場合がありますので、隣近所の方などに確認してください。

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
第1週	中小根 荒井 日長三区 杉山(清水が丘)	にしの台 2・3丁目 巽が丘	寺本台 八幡新町 つつじが丘1-1 つつじが丘4-2 新六	岡田二区 岡田三区	南粕谷1丁目 日長二区 梅が丘
第2週	堀之内 廻間 佐布里 (みどりが丘)	つつじが丘2-1 中島 にしの台 1・4丁目 つつじが丘2-3 寺本新町	南粕谷 つつじが丘4-1 日長一区	日長台 旭桃台 新知台	南粕谷4丁目 西巽が丘 羽根 新七
第3週	荒古 新舞子南 新東 (新知東町1~3丁目) 新三	朝倉町 新北 新中 八幡台	浜小根 南巽が丘 つつじが丘3丁目	南粕谷2丁目 上平井 大草	大興寺 原 長浦
第4週	新南 西平井 亥新田	朝倉団地 (つつじが丘1-2) (つつじが丘2-2)	南粕谷3丁目 新舞子北 新舞子台	北粕谷 岡田一区	北巽が丘

②集団回収

- ◆子ども会やPTAなどの団体が開催する資源回収で、指定の場所などに出す方法です。
- ◆回収場所や回収方法は、集団回収を実施する団体の役員さんなどに確認してください。

③リサイクルプラザに持ち込む

- ◆詳しい出し方は、「ごみと資源の出し方」の冊子や市ホームページをご覧ください。

発火性危険物の回収

カセットガスボンベやスプレー缶などの発火性危険物は、可燃性ガスが含まれています。

これらをそのままごみ収集場所に出されると、ごみ収集やごみ処理施設でごみを細かく砕く際に生じた火花が、可燃性ガスに引火し、爆発や火災の原因となってしまいます。

こうした事故を防ぐため、市では、発火性危険物の分別回収を行っています。安全な回収にご協力をお願いします。

回収品目

- ◆カセットボンベ
- ◆スプレー缶
- ◆使い捨てライター

回収場所・回収時間

- ◆地区で実施している月1回の資源回収日に、お住いの近くのステーションに設置している赤色コンテナに入れてください。
- ◆リサイクルプラザ資源置場
- ◆清掃センター資源置場(R6.3月末まで)

(以下は広告スペースです)

それはごみ？資源？

身近な**分別マーク**に着目！



PET

●ペットボトル

環境省ホームページ「3Rまなびあいブック(こども向け)」の内容を編集しています。

古紙リサイクル

新聞・雑誌・ダンボール・紙類・アルミ缶 など

一般のご家庭からの古紙の持ち込み大歓迎します！



株式会社 **葎重紙プレスセンター**

古紙商品化適格事業所認定企業 / 知多半島全域

常滑市金山字出地田205 ☎0569-43-4135 **ワラシゲ** 検索

小型充電式電池の回収

モバイルバッテリーなどに使用されているリチウムイオン電池は、変形したり、強い衝撃が加わったりすると発火し、火災につながる危険性があります。近年、全国的にリチウムイオン電池が原因とされる火災事故が多く発生しています。そのため、知多市では、ごみ収集車やごみ処理施設での火災事故を防止するため、リチウムイオン電池などの小型充電式電池の持ち込み回収を行っています。

回収品目

- ◆ニカド電池
- ◆ニッケル水素電池
- ◆リチウムイオン電池
- ◆モバイルバッテリー（機器本体）

●注意事項

- ◆ビニールテープなどで絶縁処置をしてください。
- ◆発火の恐れがあるので、解体しないでください。

回収場所・回収時間

- ◆リサイクルプラザ資源置場
- ◆清掃センター資源置場(R6.3月末まで)
専用の回収ボックスへ投入してください。

水銀使用廃製品の回収

回収品目

- ◆使用済み蛍光灯(割れていないもの)
- ◆水銀体温計
- ◆水銀温度計
- ◆水銀血圧計

回収場所・回収時間

- ◆リサイクルプラザ資源置場
- ◆清掃センター資源置場(R6.3月末まで)
※家庭で使用していたものに限りです。

小型家電の回収

電気や電池で動く小型家電には、レアメタル(地球上に少量しか存在しない貴重な金属)が含まれています。このレアメタルを有効に再利用するため、小型家電の回収を行っています。

- ①清掃センター(R6.3月末まで)・リサイクルプラザの資源置場へ持ち込む

回収するもの

- ◆回収ボックスの投入口(約13cm×約28cm)に入る大きさの電池、電気で動くもの(携帯電話、デジタルカメラ、電子ゲーム機など)
- ◆パソコン本体(デスクトップ、ノートパソコンに限らず)、パソコン周辺機器(プリンタ、複合プリンタ、スキャナ、ルーター、外付け記録装置など)
- ◆DVD、ブルーレイ、HDDのレコーダー・プレイヤー

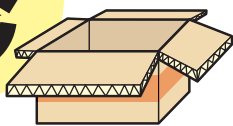
回収場所

- ◆リサイクルプラザ資源置場
- ◆清掃センター資源置場(R6.3月末まで)
- ②市役所、各まちづくりセンター、八幡コミュニティセンター、中部公民館でのボックス回収

それはごみ?資源? //

身近な分別マークに着目!

ダンボール



●ダンボール

環境省ホームページ「3Rまなびあいブック(こども向け)」の内容を編集しています。

それはごみ?資源? //

身近な分別マークに着目!



●アルミ缶

環境省ホームページ「3Rまなびあいブック(こども向け)」の内容を編集しています。

それはごみ?資源? //

身近な分別マークに着目!



●スチール缶

環境省ホームページ「3Rまなびあいブック(こども向け)」の内容を編集しています。

回収するもの

- ◆回収ボックスの投入口(約13cm×約28cm)に入る大きさの電池、電気で動くもの(携帯電話、デジタルカメラ、電子ゲーム機など)

回収場所

- ◆市役所1階エレベーター前
受入時間:月～金曜日 8:30～17:15(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
- ◆東部・岡田・旭の各まちづくりセンター、八幡コミュニティセンター、中部公民館
受入時間:各施設の開館時間

③宅配便を活用した回収

小型家電のリサイクルを推進するため、小型家電リサイクル法による国の認定事業者であるリネットジャパンリサイクル(株)と協定を締結し、同社により、宅配便を活用した小型家電の回収を行っています。
※詳細についてはリネットジャパンリサイクル(株)のホームページをご参照ください。

剪定枝の回収

ごみの減量と資源化を更に推進するため、減量することが難しい、家庭から発生する剪定枝の持ち込み回収をリサイクルプラザで行っています。

回収品目

家庭で発生した直径10cm、長さ100cmまでの剪定枝(草や竹、農作物、農業から出た枝は除く)

●注意事項

- ◆家庭の木を家庭の方が剪定したもので、家庭の方が持ち込むものに限りです。
- ◆持ち込みの際に使用した紐や袋等はお持ち帰りいただきます。
- ◆1日につき、軽トラック1台分相当(45リットルのごみ袋20袋程度)までの持ち込みとします。

出し方

リサイクルプラザに直接持ち込んでください。持ち込んだ際は、事務所に寄って職員にお声がけください。

※土・日曜日に持ち込む場合は、事務所に寄らず、そのまま剪定枝回収場所までお進みください。

清掃センターへの持ち込み(～R6.3.31)

ごみを搬入する場合には、ごみ処理依頼書が必要です。

必要事項を記入の上、計量窓口に提出してください。

押印は不要です。

ごみ処理依頼書は清掃センター事務所で配布しています。(市ホームページからダウンロードすることもできます。)

搬入受付時間

月～金曜日 9:00～12:00
13:00～15:30
土曜日 9:00～11:30

日曜日・祝日は休み

※年末年始の休みは「広報ちた」などでお知らせします。

ごみ処理手数料

家庭系…10キログラムにつき 85円(一定量まで無料の制度はありません。)

事業系…10キログラムにつき 156円

※指定ごみ袋(黄色)は使用しないでください。

- ◆詳しくは市ホームページ「清掃センターへのごみ・資源の直接搬入」(<https://www.city.chita.lg.jp/docs/2014031400096/>)をご覧ください。

- ◆その他不明な事項は、ごみ対策課(☎0562-55-0300)へお尋ねください。

※リサイクルプラザ資源置場

月～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00

土・日曜日 9:00～11:30

(月～金曜日の祝日、年末年始を除く)

※清掃センター資源置場(R6.3月末まで)

回収品目を限定して回収しています。

月～金曜日 9:00～12:00、13:00～15:30

土曜日 9:00～11:30

(日曜日・祝日、年末年始を除く)

西知多クリーンセンターへの持ち込み(R6.4.1~)

所在地

知多市北浜町11-4(清掃センターと同一の敷地です。)

搬入受付時間

月~土曜日 9:00~16:00

- ◆日曜日・年始1/1~1/3は休み
- ◆祝日(1/1を除く)は搬入可能

搬入できるもの

家庭系ごみ(可燃物、不燃物、粗大ごみ)
事業系ごみ(一般廃棄物に限る)

- ◆搬入の際は、ごみ処理手数料が必要です。
- ◆指定ごみ袋(黄色)は使用しないでください。
- ◆西知多クリーンセンターで処理ができないものは搬入できません。
- ◆その他不明な事項は、西知多医療厚生組合(☎0562-32-1597)へお尋ねください。

ごみ・資源分別アプリ「さんあ〜る」

スマートフォン・タブレットで、ごみ・資源の収集日や分別方法などを確認できるアプリを配信しています。

各ストアで「さんあ〜る」で検索するか、下のQRコードからもダウンロードできます。

ぜひ、ご利用ください。

※アプリの利用は無料ですが、通信料はかかります。



それはごみ?資源? //

身近な分別マークに着目!



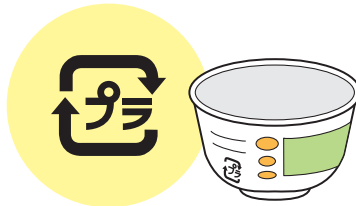
●紙製容器包装

※紙マークがついていても回収していないものもあります。

環境省ホームページ「3Rまなびあいブック(こども向け)」の内容を編集しています。

それはごみ?資源? //

身近な分別マークに着目!



●プラスチック製容器包装

※プラマークがついていても回収していないものもあります。(R5.10現在)

環境省ホームページ「3Rまなびあいブック(こども向け)」の内容を編集しています。

それはごみ?資源? //

身近な分別マークに着目!



●紙パック

環境省ホームページ「3Rまなびあいブック(こども向け)」の内容を編集しています。

上水道

各種手続き

☎水道課 ☎0562-36-2676 FAX 0562-33-0150

下記の場合は届出が必要です。

こんなとき	必要な届出
水道を新たに使い始めるとき	使用開始申込書
水道を使わなくなるとき	使用休止申込書
水道の利用者を変更したいとき	利用者変更届
土地や建物を売買したとき	給水装置所有者変更届
水道権利者の方がお亡くなりになったとき	給水装置所有者変更届

◆使用開始日の2日前までに届出してください。ご希望日の当日は受付することができません。また、土曜日、日曜日、祝日および年末年始は業務を行っておりません。

◆届出は、(TEL・水道課窓口、郵送、FAX、電子申請(あいち電子申請・届出システム))のいずれかの方法でお願いします。

ただし、給水装置所有者変更届は、水道課窓口または郵送にて届出してください。

◆口座振替をご希望の方は、「口座振替依頼書」も同時に提出する必要がありますので、通帳・銀行印をご持参ください。

(以下は広告スペースです)

知多市内は出張無料ですぐに駆けつけます

蛇口の水漏れ トイレつまり など

水に関する
トラブルなら おまかせ!

お見積りのみでもご依頼OK!

親切・丁寧 スピード対応

最短30分で訪問 相談無料

修理後の保証も安心サポート体制! リピーターさん急増中!!

\ 私たちがお伺いします。 /



蛇口
パイプ
の水漏れ修理
1,200円より

トイレ
の水漏れ修理
1,200円より

パイプ
トイレ
のつまり修理
1,200円より

雨漏りなど
その他
水のトラブルも
おまかせ下さい

※材料が必要な場合は別途材料費がかかります。

「知多市暮らしの便利帳」特別割引 基本料金3,000円 → 0円

安心・安全な
地元密着業者

名古屋水道サポートセンター

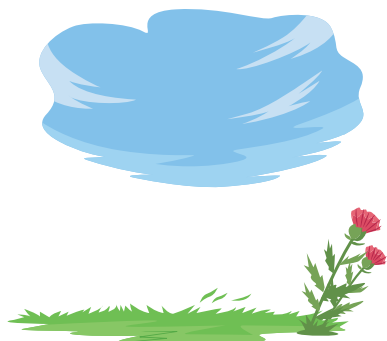


0120-194-887

〒478-0017 知多市新知中殿35-3

24時間、土・日・祝も対応しています

<https://www.suido-support.com/>



水漏れ	980円より
つまり	24時間 受付 年中無休
トイレ修理	365日 スピード対応
浴室修理	

水のトラブルおまかせください!

出張無料ですぐに駆けつけます 基本料金3,000円

「知多市暮らしの便利帳」特別割引 0円

水道修理即日施工業者

見積り 出張費 キャンセル料金 0円

プロテクノサービス

0120-151-554 知多市清水が丘1丁目1304

<https://www.protechnoservice.com/>

ごみ・資源・上下水道

検針と料金

検針

奇数月に、検針員がお伺いし、2カ月分の使用水量をお知らせします。検針日から検針日までの間に動いたメーター数値を水道使用水量として、料金を請求します。

メーターボックスの上に物を置いたり、車が駐車してあると検針できませんので、メーター周辺は検針できるよう管理をお願いします。

料金

水道料金は、口径別の基本料金と、水量に応じた水量料金を合計して算出し、偶数月に請求します。(2カ月ごと)

●基本料金(2カ月分)税抜き

メーター口径	金額
13mm	900円
20mm	1,200円
25mm	3,000円
30mm	4,400円
40mm	6,600円
50mm	15,000円
75mm	40,000円
100mm	50,000円
150mm	60,000円

●水量料金(2カ月分、1m³ 単価)税抜き

使用水量	単価
1m ³ ~20m ³	65円
21m ³ ~40m ³	116円
41m ³ ~80m ³	124円
81m ³ ~	173円

※公共下水道に接続されている場合、水道の使用量に基づいて算出した下水道使用料を水道料金と合わせて請求します。

※料金表は市ホームページにも掲載しています。

納付方法

水道料金は口座振替か納付書でお支払いください。

※クレジットカードによる支払いは取り扱っていません。

●口座振替

◆申込みは、通帳・銀行印を持って水道課窓口、市内各金融機関、市内ゆうちょ銀行・郵便局で『口座振替依頼書』をご提出ください。

◆依頼書は、市内各金融機関の窓口に用意してあります。また、ご希望の方は郵送いたしますので水道課までご連絡ください。

◆振替日は、偶数月の25日(金融機関が休業日の場合は、翌営業日)ですので、振替前日までに口座への入金をお願いします。

取扱金融機関(口座振替)

三菱UFJ銀行、あいち知多農業協同組合、愛知銀行、名古屋銀行、三十三銀行、中京銀行、東海労働金庫、半田信用金庫、知多信用金庫、三井住友銀行、碧海信用金庫、ゆうちょ銀行

●納付書

◆偶数月の10日頃に納入通知書を郵送しますので、取扱金融機関(納付書)、取扱コンビニエンスストアにてお支払いください。

※詳しい納付場所は納付書裏面にてご確認ください。

◆納期限は、偶数月の25日(金融機関が休業日の場合は、翌営業日)です。

取扱金融機関(納付書)

三菱UFJ銀行、あいち知多農業協同組合、愛知銀行、名古屋銀行、三十三銀行、中京銀行、東海労働金庫、半田信用金庫、知多信用金庫、碧海信用金庫

漏水の確認

いつも以上に使用水量が増えた場合は、水の使い方に変化がなかったか確認してください。特に思い当たることがないときは、どこかで漏水していることが考えられます。

また、検針時に漏水の疑いがあるときは、お客様にお声がけするか、青色の紙をポストへ投函してお知らせしますので、水道メーターパイロット部分をご確認ください。

水道メーター確認後、漏水の可能性がある場合は、早急に、知多市指定給水装置工事業者に調査・修理を依頼してください(費用はお客様の負担となります)。

●漏水確認方法

お客様自身で簡単にできますので、漏水の早期発見のために定期的な点検をお願いします。

- 1.家中の蛇口をすべて閉める。
- 2.水道メーターのパイロット(下図参照)が動いているかを確認する。
→動いていたら、漏水しています。



パイロット(銀色)

▶新築や増改築に伴う水道工事

☎水道課 ☎0562-36-2678

建物の新築や増改築などで、給水装置の新設または改造工事を行うときは、水道課への事前の申し込みが必要です。知多市指定給水装置工事事業者を通じてお申し込みください。

知多市指定給水装置工事事業者から水道課へ申し込みされ、審査を経て工事にかかります。

使用できるまでには、申請、審査、工事、検査等があり期間がかかりますので、早めにお申し込みください。知多市指定給水装置工事事業者一覧、新設給水工事申込金および手数料については市ホームページに掲載しています。

下水道

☎下水道課 ☎0562-55-9591 FAX 0562-55-9222

▶知多市の下水道

知多市では、環境のよい明るく、住みよい「まち」を創るために、下水道の整備を進めてきました。

▶使用料について

公共下水道を使用される場合には、水道の使用水量に応じて下水道使用料がかかります。この使用料は浄化センターでの汚水の処理費用や、下水道管、ポンプ施設などの維持管理費にあてられます。

▶下水道を使用するときは

排水管のつまりの原因となるため、以下のことを守りましょう。

- ◆トイレトーパーや溶けやすい紙以外のものは流さない。
- ◆生ごみや調理などで出た油をそのまま流さない。
- ◆宅地内のますは2~3カ月に一度点検し、清掃しましょう。

▶下水道への接続のお願い

公共下水道に接続できる区域のご家庭、事務所は早めに排水設備工事を実施し、下水道への接続をお願いします。

接続工事は知多市の「排水設備指定工事店」にお申し込みください。

下水道への切換えについて

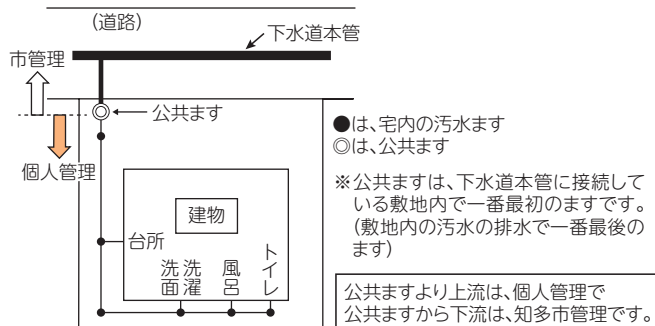


排水設備指定工事店について



▶つまりなどのトラブルについて

市管理部分のつまりについては市下水道課へ、個人管理部分のつまりについては修理業者へご連絡ください。(管理境界は、下図のとおりです。指定工事店は、上記QRまたは市ホームページからご確認ください。)





犬の登録と狂犬病予防注射

問 環境政策課 ☎0562-36-2661 FAX0562-32-1010

- ◆生後91日以上飼育された犬は、登録と年1回の狂犬病予防注射を受けることが狂犬病予防法により、義務付けられています。
- ◆市役所窓口、または委託の動物病院で手続きを行ってください。

登録

- ◆登録手数料(登録鑑札の交付)1頭3,000円が必要です。
- ◆新たに無登録の犬を飼いだしたときは、市役所または委託の動物病院で登録が必要です。
- ◆犬の所在地や所有者が変更になった場合は、登録鑑札を持って、転居先の市町村の窓口で手続きが必要です。

狂犬病予防注射

- ◆狂犬病は、人間にも感染し、発症すると致死率がほぼ100%の恐ろしい病気です。必ず年1回の狂犬病予防注射をかかりつけの動物病院などで受けてください。
- ◆注射料金とは別に、狂犬病予防注射済票の交付手数料1頭550円が必要です。
- ◆既に登録されている人には、毎年3月に狂犬病予防注射通知はがきを送付されますので、動物病院で注射を受けられる際はこの通知はがきをお持ちください。

犬と猫の飼い方

問 環境政策課 ☎0562-36-2661 FAX0562-32-1010

犬のフンが放置されている、猫が庭でフン尿をしたなど犬や猫に関するさまざまな苦情が寄せられます。周りの人にも理解を得られるように、ルールとマナーを守って、家族の一員として責任を持って飼ってください。

犬の飼い方

- ◆散歩する場合は、フンを片付けるビニール袋などを持参し、必ず持ち帰って処理しましょう。また、必ずリードをつけて散歩しましょう。
- ◆フンやおしっこのにおいを残さないよう、自宅でトイレを済ませてから散歩に連れて行く習慣をつけましょう。荒天などで散歩ができないときでも、自宅で排せつする習慣があればストレスなく過ごせます。
- ◆無駄吠えなどで近所に迷惑をかけないように、きちんとしつけをしましょう。

猫の飼い方

- ◆交通事故や病気・けがなどから猫を守るため、室内で飼いましょう。
- ◆望まない繁殖を防ぐために、不妊・去勢手術を受けさせましょう。手術により問題行動が減る効果もあります。



文化・スポーツ

施設予約案内

公共施設の仮予約について

公共施設の予約システムを利用するには、あらかじめ利用登録が必要です。利用登録は各施設でできますが、施設ごとに予約期間等異なるためご利用の施設で説明を受けてください。

下記公共施設をインターネットで仮予約される人は、利用登録後、あいち共同利用型施設予約システムから手続きをお願いします。

仮予約の後、窓口にて本予約の手続きを行ってください。



▲施設の予約はこちら

(あいち共同利用型施設予約システム)

施設予約システム対象施設・問い合わせ先一覧

施設名	対象施設	受付時間	電話番号	休館日
メディアス体育館ちた (知多市民体育館)	大会議室	9:00~18:00 ※メディアス体育館ちた 休館日は除く	☎ 0562-33-3361	毎週月曜日 ※祝日の場合は、翌平日 年末年始(12/28~1/4)
寺本台庭球場	テニスコート			無休
日長庭球場	グラウンド			
石根グラウンド 東小山グラウンド				
夜間照明施設	八幡中学校、東部中学校、岡田小学校(4月~10月)			年末年始(12/28~1/4) ※岡田小学校だけ11/1~3/31
知多運動公園	陸上競技場、テニスコート、野球場	9:00~18:00 ※11/1~3/31は、9:00~17:00	☎ 0562-32-4831 FAX 0562-32-4831	毎週月曜日 ※祝日の場合は、翌平日 年末年始(12/28~1/4)
ベティさんの家 旭公園	多目的グラウンド、テニスコート、体育館(主競技場、小体育室)、会議室	9:00~18:00	☎ 0569-43-2980 FAX 0569-43-6869	毎週月曜日 ※祝日の場合は、翌平日 年末年始(12/28~1/4)
七曲公園	多目的グラウンド、テニスコート	9:00~17:00	☎ 0562-34-2980 FAX 0562-34-2980	
つつじが丘公園	野球場	9:00~18:00 ※11/1~3/31は9:00~17:00	☎ 0562-32-4831 FAX 0562-32-4831 R6.4月以降は、 ☎ 0569-43-2980 FAX 0569-43-6869	無休
八幡コミュニティセンター	会議室1・2・3、和室、調理室、ホール	9:00~17:00 ※休館日は除く	☎ 0562-32-3825	毎週月曜日 ※祝日の場合は、翌平日 年末年始(12/28~1/4)
東部まちづくりセンター	会議室1・2・3・4、和室1・2・3、調理室、ホール		☎ 0562-34-2933	
岡田まちづくりセンター	会議室1・2・3、和室1・2・3、講義室、工作室、調理室、ホール		☎ 0562-55-3095	
旭まちづくりセンター	会議室1・2・3、和室、講座室、調理室、ホール		☎ 0562-42-1114	
中部公民館	会議室1・2・3、和室、集会室、ホール		☎ 0562-54-1535	
青少年会館	会議室1・2・3、練習室、ホール		☎ 0562-36-2960	
こども未来館	会議室、和室、展示室、ホール		☎ 0569-42-1101	

※利用施設に関する問い合わせは各連絡先にお問い合わせください。

文化施設

こども未来館

☎0569-42-1101 FAX 0569-42-1102

子どもを中心に様々な世代の人々がふれあう場として、ホール・展示室・会議室・和室を利用することができます。他に、子どもの遊び場であるふれあいコーナーや、豊かな創造力を育てる工作室があります。工作室では、どなたでも、月替わりの工作や常設工作など、いろいろな工作ができます。

所在地 旭南1丁目1

開館時間 9:00～17:00(6～8月は17:30)、貸館の夜間利用は21:00まで

休館日 月曜日(祝日の場合は直後の平日)、年末年始



中央図書館

☎0562-55-4349 FAX 0562-55-2379

市民の生涯学習を支援する拠点施設として、読書に親しむ機会を提供しています。乳幼児から高齢者まで、どなたでも利用することができます。八幡コミュニティセンター・東部・旭まちづくりセンターとはネットワークで結ばれており、どこでも貸出、返却、予約ができます。インターネットを利用して、蔵書検索や予約をすることもできます。

所在地 岡田字宝ノ脇22

開館時間 9:00～19:00

休館日 月曜日(祝日の場合は開館)、年末年始、館内整理日、特別整理期間

貸出 貸出券が必要。1人合計20点まで、15日以内。ただし、視聴覚資料(CD、DVDなど)は各4点まで。

※貸出券を作るには、運転免許証・健康保険証などをお持ちの上、利用者登録をしてください。0歳児から登録できます。



青少年会館

☎0562-36-2960 FAX 0562-36-2915

次代を担う青少年の健全な育成を目指し、青少年や青少年育成団体の活動拠点として、平成11年4月20日にオープンしました。伝統文化の伝承などを通じて、青少年が世代や文化を超えたものと出会い体験する場でもあります。青少年に限らずご利用いただけます。

所在地 八幡字堀切91-1

開館時間 9:00～21:00

休館日 月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始(12/29～1/3)



運動施設

施設紹介

施設名	電話番号	内容	開館時間	休館日
メディアス 体育館ちた (知多市民 体育館)	☎ 0562-33-3361	市のスポーツの拠点として昭和52年に竣工。 施設には、主競技場、卓球場、剣道場、柔道場、大会議室、弓道場があります。要予約 日頃は大会、練習、会議等で多くの方が利用しています。	9:00~21:00	毎週月曜日 ※祝日の場合は翌平日 年末年始(12/28~1/4)
寺本台 庭球場	☎ 0562-33-3361	硬式・軟式のテニスができるテニスコートが1面あります。要予約	4~10月:7:00~19:00 11~3月:7:00~17:00	無休
日長庭球場	☎ 0562-33-3361	硬式・軟式のテニスができるテニスコートが2面あります。要予約	4~10月:7:00~19:00 11~3月:7:00~17:00	
石根 グラウンド	☎ 0562-33-3361	軟式野球(硬式野球不可)やソフトボール、サッカー、グラウンドゴルフ等で利用可能です。要予約	4~10月:7:00~19:00 11~3月:7:00~17:00	
東小山 グラウンド	☎ 0562-33-3361	小学生以下の軟式野球(大人不可、硬式野球不可)やソフトボール、サッカー、グラウンドゴルフ等で利用可能です。要予約	4~10月:7:00~19:00 11~3月:7:00~17:00	年末年始 (12/28~1/4)
南5区 多目的 グラウンド	☎ 0562-33-3361	軟式野球(硬式野球不可)やソフトボール、サッカー、グラウンドゴルフ等で利用可能です。利用には登録が必要で、希望される方は生涯学習スポーツ課(メディアス体育館ちた)へお問い合わせください。知多市内の団体のみ利用可能です。要予約	9:00~17:00	
知多 運動公園	☎ 0562-32-4831	軟式野球場、400mトラック8レーン日本陸上競技連盟第2種公認の全天候型陸上競技場、全天候型のテニスコート6面があります。要予約	4~9月:7:00~19:00 10~3月:7:00~17:00 ※野球場・テニスコートで照明施設利用時は、4~10月:17:00~21:00	毎週月曜日 ※祝日の場合は翌平日 年末年始(12/28~1/4)
ベティさん の家旭公園	☎ 0569-43-2980	自然の地形を生かした、市内で一番広い公園。アスレチック、芝生広場、しょうぶ園などがあり、散策路では四季折々の樹木が楽しめます。敷地内には野球やサッカーができる多目的グラウンドや、全天候型テニスコートと体育館があります。要予約	体育館…9:00~21:00 多目的グラウンド・庭球場… 4~9月:7:00~19:00 10~3月:7:00~17:00	毎週月曜日 ※祝日の場合は翌平日 年末年始(12/28~1/4)
七曲公園	☎ 0562-34-2980	12~13世紀の窯跡が保存されている公園に多目的グラウンドや全天候型テニスコート(要予約)、子ども広場などがあります。スポーツでひと汗流した後は、芝生広場でリラックスしたひとときを過ごせます。	多目的グラウンド…無休 庭球場… 4~9月:7:00~19:00 10~3月:7:00~17:00	無休
つつじが丘 公園	☎ 0562-32-4831 R6.4以降は ☎ 0569-43-2980	軟式野球とソフトボールで利用できる、野球場があります。要予約	4~9月:7:00~19:00 10~3月:7:00~17:00	



市役所担当課一覧

下記直通番号の市外局番は記載がない限り「0562」です。

	課名など	主な業務内容【電話番号】
庁舎1階	出納室	出納、愛知県証紙売りさばき【☎ 36-2679】
	市民窓口課	各種届出・証明書等の交付(住所異動・印鑑登録・マイナンバーカード等)【☎ 36-2646】、戸籍の届出【☎ 36-2647】、法律・人権・行政などの市民相談、おくやみ窓口【☎ 36-2648】
	収納課	市税などの収納【☎ 36-2637】
	税務課	個人市民税の賦課【☎ 36-2633】、軽自動車税・国民健康保険税・法人市民税に係る賦課、税証明【☎ 36-2634】、土地に関する固定資産税・都市計画税に係る賦課【☎ 36-2635】、家屋に関する固定資産税・都市計画税に係る賦課【☎ 36-2636】
	福祉課	地域福祉、障がい者福祉【☎ 36-2650】、生活保護【☎ 36-2651】
	長寿課	高齢者福祉、介護保険【☎ 36-2652】
	保険医療課	国民健康保険【☎ 36-2653】、後期高齢者医療、福祉医療【☎ 36-2654】、国民年金【☎ 36-2655】
	子ども若者支援課	子育て・若者支援、放課後支援、障がい児支援【☎ 36-2656】、子育て相談、男女共同参画【☎ 36-2657】
	幼児保育課	保育園、幼稚園等 指導、保育【☎ 36-2658】、入所手続、施設管理【☎ 36-2659】
庁舎2階	職員課	人事、職員研修【☎ 36-2643】
	秘書広報課	秘書、表彰【☎ 33-3151(代表)】、広報ちた、ビデオ広報、HP、市長への手紙【☎ 36-2642】
	農業振興課	農業振興、農業改良普及【☎ 36-2665】、土地改良施設整備・管理、愛知用水【☎ 36-2666】
	農業委員会事務局	農地法手続、農地相談、農業者年金【☎ 36-2683】
	商工振興課	商工振興、消費者行政、労働福祉【☎ 36-2662】、企業立地【☎ 36-2663】、観光振興、eスポーツ【☎ 36-2664】
	環境政策課	脱炭素社会、環境保全、監視、土砂埋立許可【☎ 36-2660】、環境美化、生活排水(し尿くみ取り)、狂犬病予防、知多斎場、知多墓園、生物多様性【☎ 36-2661】
	市民協働課(地域・公共交通)	地域活性化、コミュニティ、駐在員【☎ 36-2644】、公共交通(バス)【☎ 36-2645】
	学校教育課	小中学校転入学の手続き、就学援助【☎ 36-2681】、学校給食に関すること【☎ 55-7411】、学校施設の設置・管理【☎ 36-2682】、小中学校、教育相談、教育指導【☎ 36-2680】
	水道課	水道開閉栓受付、料金【☎ 36-2676】、水道業務【☎ 36-2677】、給水、水道工事、水道施設の管理【☎ 36-2678】
	総務課	文書、庶務、庁舎管理、ふるさと応援寄附、選挙【☎ 36-2630】
	防災危機管理課	防災、危機管理、交通安全、防犯【☎ 36-2638】
	財政課	予算、決算【☎ 36-2631】、契約、入札参加資格審査、物品購入、財産管理【☎ 36-2632】
	緑と花の推進課	緑化推進、公園・緑地・街路樹の管理【☎ 36-2673】
	土木課	道路・河川・雨水排水施設の管理【☎ 36-2670】、道路・河川・雨水排水施設の整備【☎ 36-2671】、用地買収【☎ 36-2672】
	都市計画課	都市計画、区画整理事業、市営自転車駐車場【☎ 36-2668】、市営住宅、建築確認、開発許可、耐震、空家対策【☎ 36-2669】、朝倉駅周辺整備、朝倉駅前駐車場【☎ 36-2667】
庁舎3階	議会事務局	市議会本会議・委員会、議会傍聴・請願陳情受付【☎ 36-2685】
	企画情報課	総合計画、広域行政、統計調査【☎ 36-2639】、DX推進、システムネットワーク管理【☎ 36-2640】
	監査委員事務局	定期監査、決算審査、住民監査請求【☎ 36-2684】
	新庁舎建設室	新庁舎整備【☎ 36-2674】
庁外	市民協働課(協働) 【市民活動センター内:緑町12-1】	市民活動、NPO、多文化共生、市民活動センター、まちづくりセンター【☎ 31-0382】
	ごみ対策課 【リサイクルプラザ内:南浜町22-2】	ごみ処理、ごみ減量、清掃センター、最終処分場、リサイクルプラザ【☎ 55-0300】
	健康推進課 【保健センター内:新知字永井2-1】	予防接種、特定健診、がん検診、特定保健指導、歯科保健事業、介護予防事業、健康づくり事業、休日診療、母子保健事業、精神保健相談、保健センター【☎ 54-1300】
	消防本部・消防署 【新知字西新生73】	火災、救急、救助、危険物、火災予防、消防用設備、消防表彰、消防団、職員管理【☎ 56-0119】、八幡出張所【☎ 31-0191】、旭出張所【☎ 0569-43-1151】
	生涯学習スポーツ課(生涯学習) 【市民活動センター内:緑町12-1】	生涯学習、文化芸術【☎ 31-0383】、文化財、歴史民俗博物館【☎ 33-1571】、中部公民館【☎ 54-1535】
	生涯学習スポーツ課(生涯スポーツ) 【メディアスポーツ館ちた内:緑町5】	生涯スポーツ、スポーツ推進委員、学校施設開放、スポーツ施設【☎ 33-3362】
	下水道課 【南部浄化センター内:南浜町25】	下水道業務、下水道工事、下水道施設の管理【☎ 55-9591】